

予備電源募集要綱等に関する説明会 (2025年度・2026年度制度適用開始向け)

2024年7月
電力広域的運営推進機関

- 本説明会は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が予備電源の募集（2025年度・2026年度制度適用開始向け）を実施するにあたり、予備電源制度の概要（第1章）、初回募集について（第2章）、応札・契約について（第3章）、契約の履行（第4章）、電源入札等補填金・電源入札抛金（第5章）に対する理解を深めていただくことを目的としています。
- 予備電源募集（2025年度・2026年度制度適用開始）に向けた説明会とパブリックコメントは以下の通りです。

内容	説明会／パブリックコメント	スケジュール	主な対象
予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）(案)及び予備電源契約約款(案)※	パブリックコメント	2024年7月1日 ～7月30日	発電事業者
予備電源募集要綱等について	説明会 (本説明会)	2024年7月25日	発電事業者

● 本機関ホームページ（予備電源制度）
<https://www.occto.or.jp/various/yobidengen.html>

※募集要綱と約款の詳細については、別途公表しております募集要綱（案）と約款（案）をご確認ください。
なお、現在意見募集中であり、正式公表前となりますため、内容が変更となる可能性があります。

第1章. 予備電源制度の概要

- 1-1.予備電源制度の背景 ……06
- 1-2.予備電源制度の役割 ……07
- 1-3.予備電源制度の全体像 ……09
- 1-4.募集する供給区域及び電源区分 ……10
- 1-5.予備電源制度の対象電源 ……11
- 1-6.契約期間と制度適用期間 ……12
- 1-7.予備電源制度の選定プロセス ……14
- 1-8.落札結果の公表 ……15
- 1-9.費用の請求・支払 ……16

第2章. 初回募集

- 2-1.電源区分と募集量について ……18
- 2-2.初回募集に応札が可能な電源 ……19
- 2-3.募集スケジュール（2025年度、2026年度向け）
……20

第3章. 予備電源の応札・契約

- 3-1.応札書類の提出方法 ……22
- 3-2.応札書類の作成方法 ……24
 - ①応札書、②提案書、③誓約書
- 3-3.応札価格の考え方 ……40
- 3-4.応札価格の変更・取下げの扱い ……41
- 3-5.契約 ……44
 - ①締結、②変更・解除

第4章. 契約の履行

- 4-1. 契約の履行の概要 …47
- 4-2. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 …48
 - ①リクワイアメント、②アセスメント、③ペナルティ
- 4-3. 立ち上げプロセスへの応札 …49
 - ①リクワイアメント、②アセスメント、③ペナルティ
- 4-4. 休止状態の維持 …53
 - ①リクワイアメント、②アセスメント、③ペナルティ
- 4-5. 制度退出 …56
- 4-6. 経済的ペナルティ …57
 - ①応札未達成ペナルティ、②退出ペナルティ、
①と②が重複する場合
- 4-7. 立ち上げプロセスへの応札価格の設定 …60
- 4-8. 不可抗力が生じた場合の特則 …61
- 4-9. 立ち上げ要請への対応 …62
- 4-10. 短期立ち上げの石油火力における燃料費の還付 …63

第5章. 電源入札等補填金・電源入札拠出金

- 5-1. 請求及び支払の全体像 …65
- 5-2. 電源入札等補填金の算定 …66
- 5-3. 電源入札等補填金の請求及び支払 …67
- 5-4. 電源入札拠出金の算定 …68
- 5-5. 電源入札拠出金の請求及び支払 …69
- 5-6. 予備電源制度における消費税の取り扱いについて …70
- 5-7. 消費税のインボイス制度対応について …71

第6章. その他

- 6-1. 各種参照先 …73

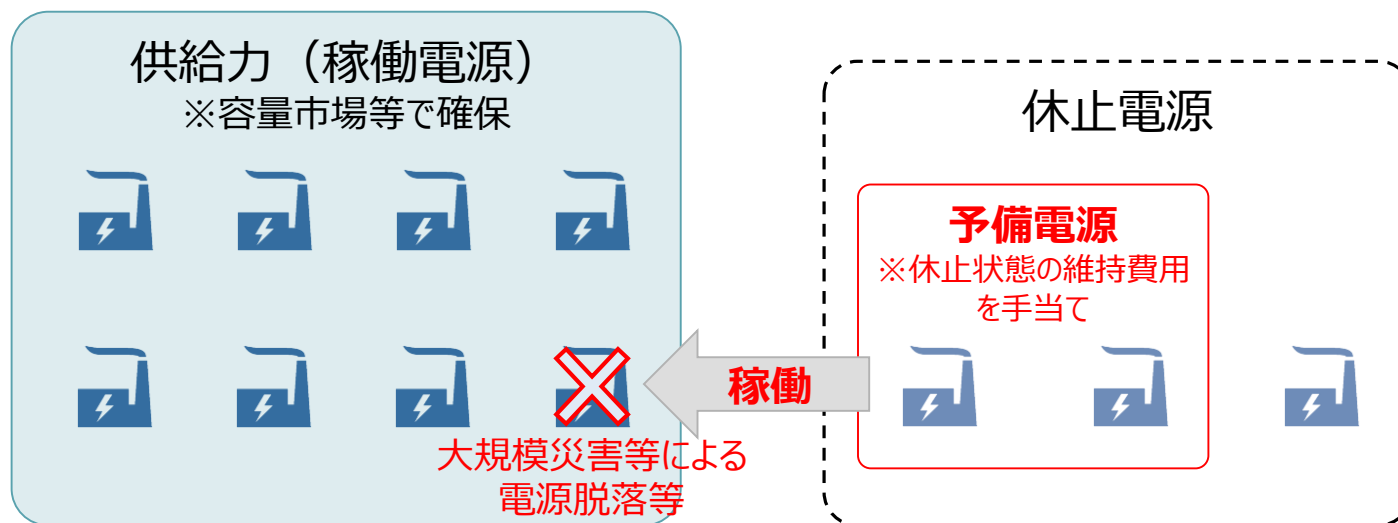
第1章 予備電源制度の概要

- 1-1. 予備電源制度の背景
- 1-2. 予備電源制度の役割
- 1-3. 予備電源制度の全体像
- 1-4. 募集する供給区域及び電源区分
- 1-5. 予備電源の対象電源
- 1-6. 契約期間と制度適用期間
- 1-7. 予備電源の選定プロセス
- 1-8. 落札結果の公表
- 1-9. 費用の請求・支払

1-1. 予備電源制度の背景

- 予備電源制度は、緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働（立ち上げ）が可能な休止電源を維持する枠組みとなります。
- 2022年3月の電力需給ひっ迫を受けて、休止電源を活用した需給ひっ迫対応策として、制度措置の議論が開始されました。
- 大規模災害等による電源の脱落や、中長期的な需要増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、一定期間内に休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことが目的です。
- この予備電源は、稼働の判断がなされるまでは休止状態を維持します。ふだんは供給力としては扱いませんが、稼働した際に供給力の内数となるため、「準供給力」と位置付けられます。

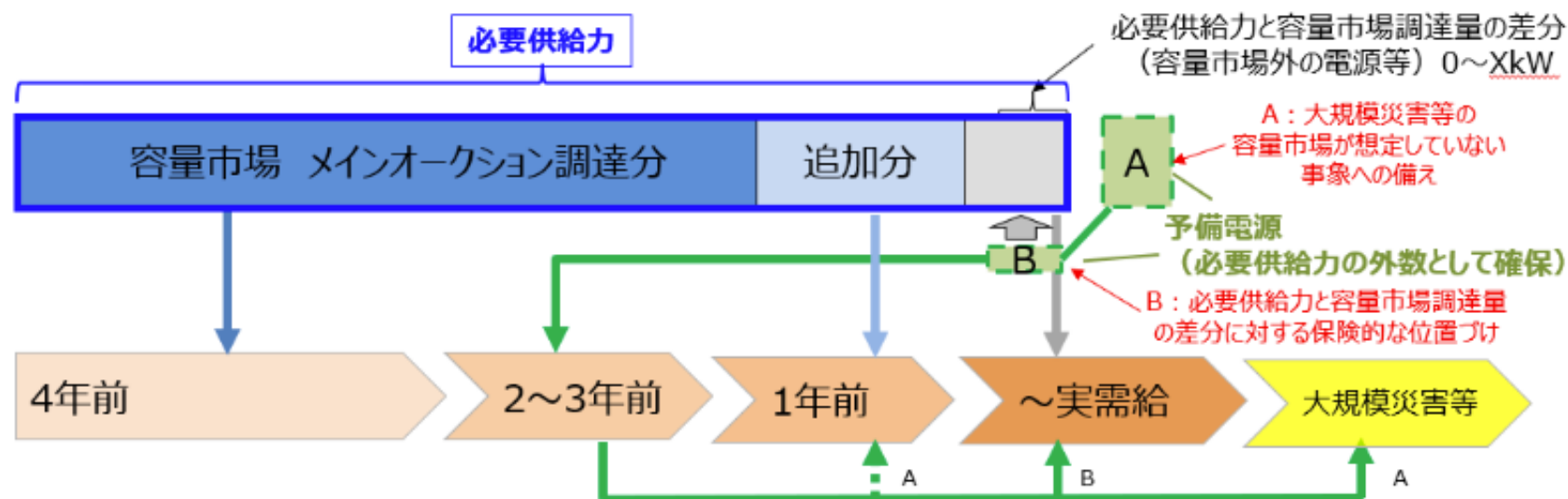
予備電源制度のイメージ



総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第74回 今後の火力政策について より

- 予備電源制度は、大規模災害等による電源の脱落や中長期的な需要増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことが目的です。
- 予備電源は、基本的には容量市場が想定していない事象に備えるためのものですが、それに加えて、必要供給力と容量市場調達量の差分に対する保険的な位置付けとして、実需給近傍の供給力を補完する役割も担います。

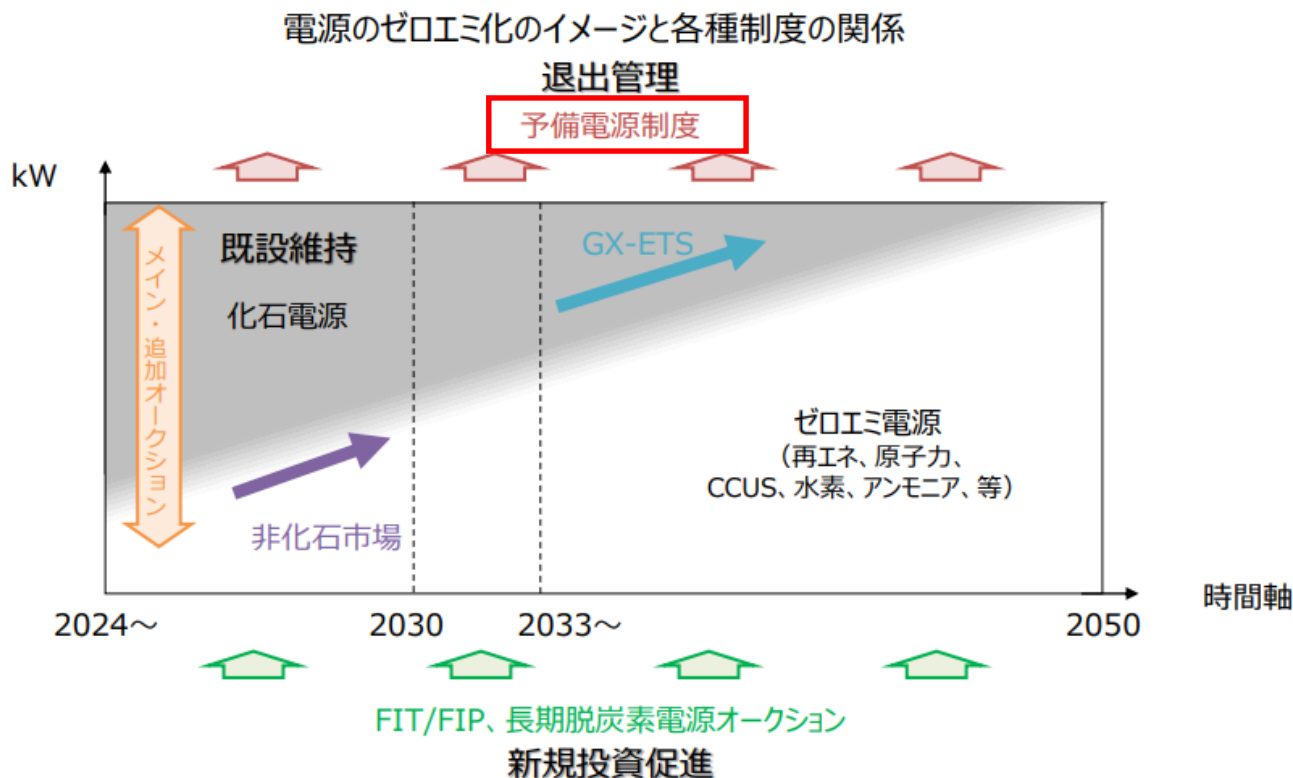
必要供給力と容量市場における調達量、予備電源の関係



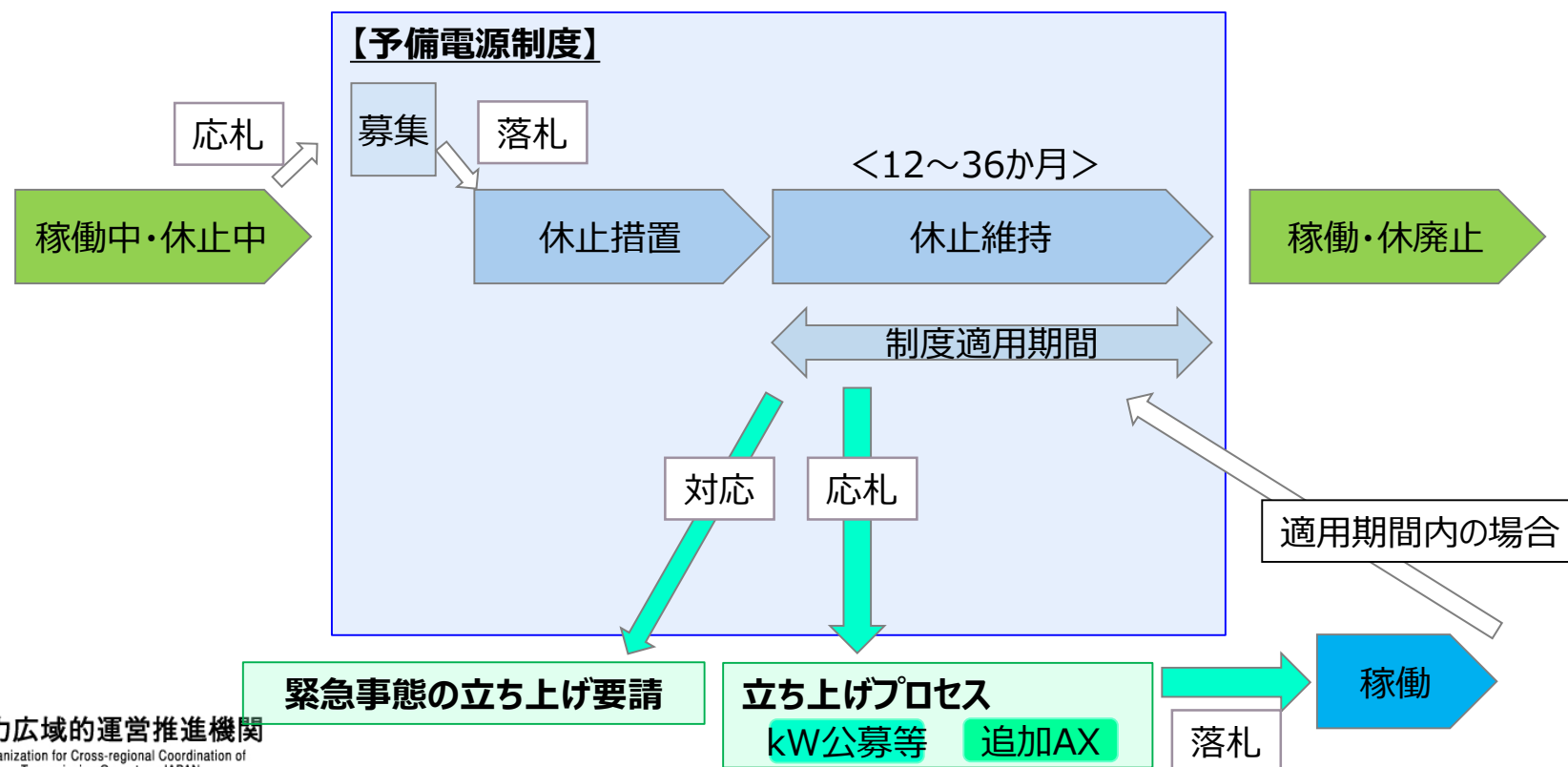
【参考】電源ゼロエミ化に向けた検討の方向性（基本的考え方）

第66回 電力・ガス基本政策小委員会
(2023年10月31日) 資料5

- 電源のゼロエミ化の促進を進めるにあたっては、ゼロエミ電源の新規導入促進等のため、電源の性質等を踏まえながら、**必要な施策ツールについて整備**してきたところ。
- 既存の施策ツールを最大限活用しつつ、電源のゼロエミ化を更に誘導していくためには、**今後の制度的措置の在り方に関して、どのように考えていくべきか。**



- 予備電源制度の範囲は、電源の休止措置と休止維持になります。
- 追加供給力公募（kW公募等）や、容量市場の追加オークションなど、供給力募集の立ち上げプロセスが実施された際に、予備電源の電源には応札が求められます。
- 立ち上げプロセスに落札した場合は、立ち上げプロセス側の条件に沿って電源の稼働を行います。
- また、立ち上げプロセスの手続きが間に合わないような緊急事態のケースなどで、立ち上げ要請があったときは、対応に応じることが求められます。



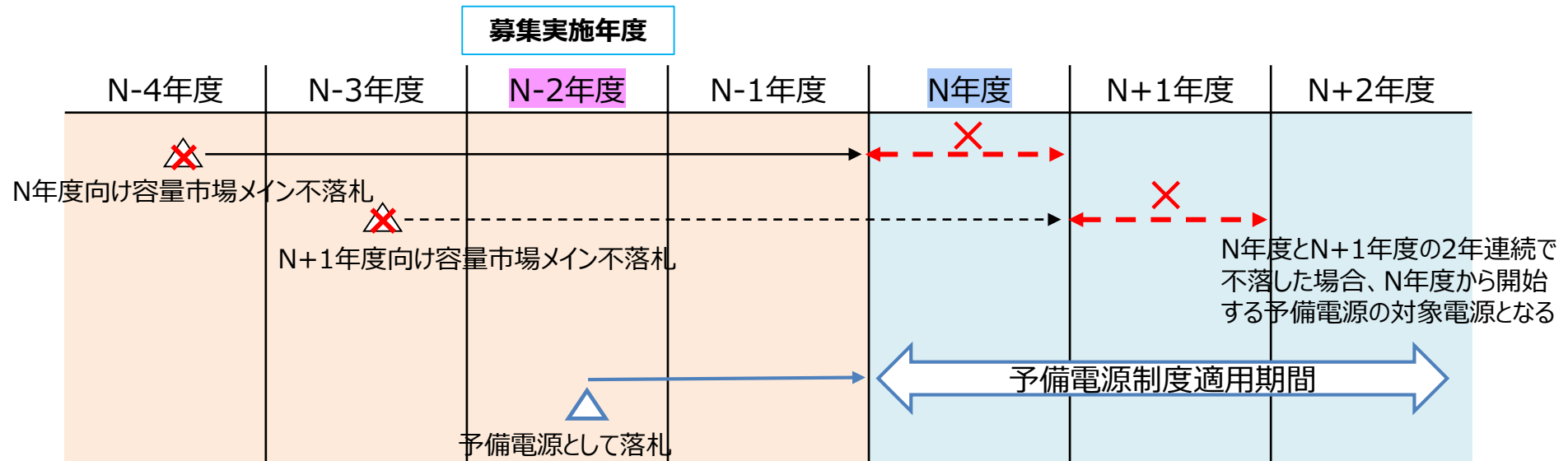
1-4. 募集する供給区域及び電源区分

- 沖縄県及びその他地域の離島を除く全国で、50Hz系統（東エリア）と 60Hz系統（西エリア）で別々に募集量を設定することを基本とします。なお、募集量は、全国合計で300～400万kWを確保することとしており、毎年の予備電源の調達方針は国の審議会で示されます。
- 予備電源制度で募集する電源は、短期間での立ち上げを想定する電源と、立ち上げが決まった後に必要な修繕等を行うことを前提として、長期間での立ち上げを想定する電源の2つに区分されます。

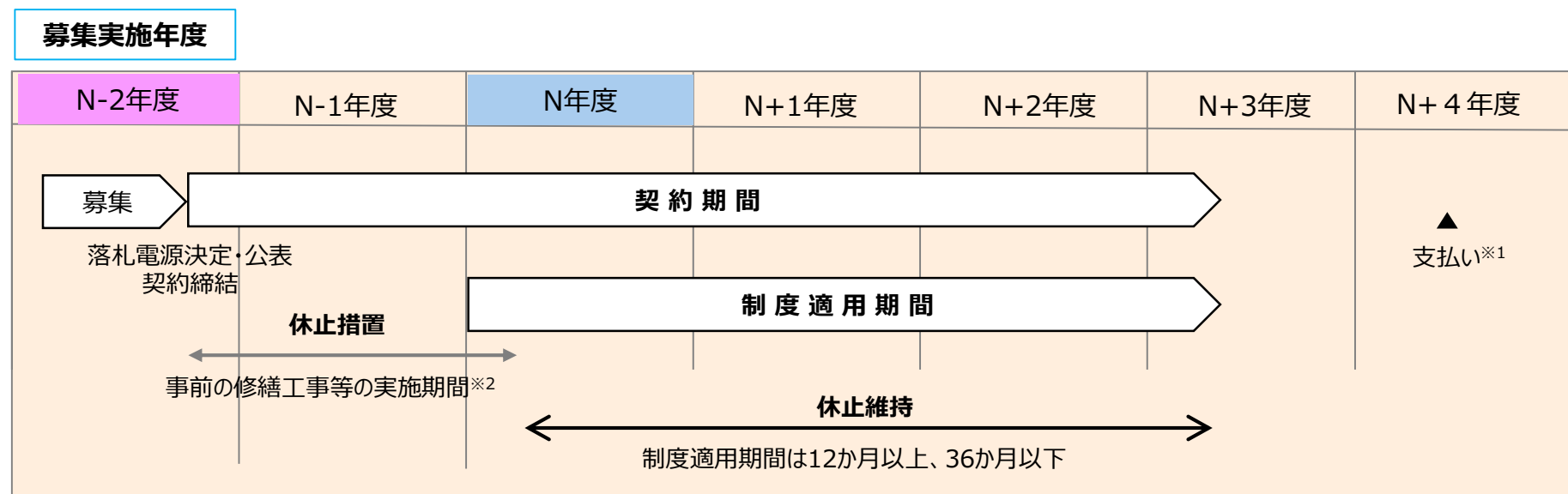
予備電源の種別と役割

電源区分	役割	概要
短期立ち上げ	- 必要供給力と容量市場の調達量との差分に対するリスクに対する保険的な位置づけ - 大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等での立ち上げを想定する電源
長期立ち上げ	大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	立ち上げが決まった後に必要な修繕等を行うことを前提として、容量市場の追加オークションでの立ち上げを想定する電源

- 電源種：容量市場において安定電源と区分される火力発電設備
- 容量：送電端容量10万kW以上
- 応札条件：以下の条件のいずれかを2年連続満たす電源
 - ・ 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
 - ・ 容量市場のメインオークションに未応札の電源
 - ・ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源
- 応札単位：電源（ユニット、号機）単位毎



- N年度から制度適用を開始する予備電源の募集を、N-2年度に実施し電源を決定します。
- 契約期間は、落札者決定の公表日から制度適用期間終了月の末日までとします。
- 制度適用期間は、N年度内に開始し、12か月～36か月で任意に期間を設定できるものとします。
なお、期間は月単位とし、制度開始月は1日から、制度終了月は末日までとなります。
- この制度適用期間とは、「立ち上げプロセスに応札可能な状態で休止状態を維持している期間であって、応札事業者が設定し本機関が認めた期間」とし、同時にリクワイアメント適用期間となります。



③評価方法

(ア)基本的な考え方

第十三次中間とりまとめでは、予備電源の候補となる電源の状態が個別に大きく異なることや、対象となり得る候補電源が限られている状況を踏まえ、個別電源の事情を考慮・評価しやすくするため、調達方式は事業者提案(総合評価)方式を基本とすることとしたが、総合評価方式で調達電源を決定するプロセスについて、基本的な考え方を検討した。

まず、価格以外の評価について、2.(4)②(ア)では予備電源の設備管理・稼働に対する期待について述べたが、例えば、予備電源の稼働の確実性と関連する項目³¹の評価を重視した場合、高評価を得るために予備電源の稼働の確実性を高めるための修繕等を行い、結果として費用上昇に繋がる可能性もある。また、高経年火力が中心となる予備電源の特徴を考慮すると、まずは、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たせるかどうか最低限の確認³²が必要と考えられる。以上を踏まえ、価格以外の評価については、技術的に最低限の条件を満たしているかどうかを確認することとした。

次に、価格評価について、本制度への応札価格を、容量市場の目安の価格(2.(4)②(ウ)で述べたとおり、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値)と比較することとした。価格規律の議論の趣旨を踏まえ、目安の価格を下回る応札価格となっている電源の中からより価格が低い電源を高評価として、落札する予備電源を決定することを基本とした。目安の価格の在り方や、目安の価格を上回っていても落札とできる限定的な条件については、2.(5)(イ)に後述する。

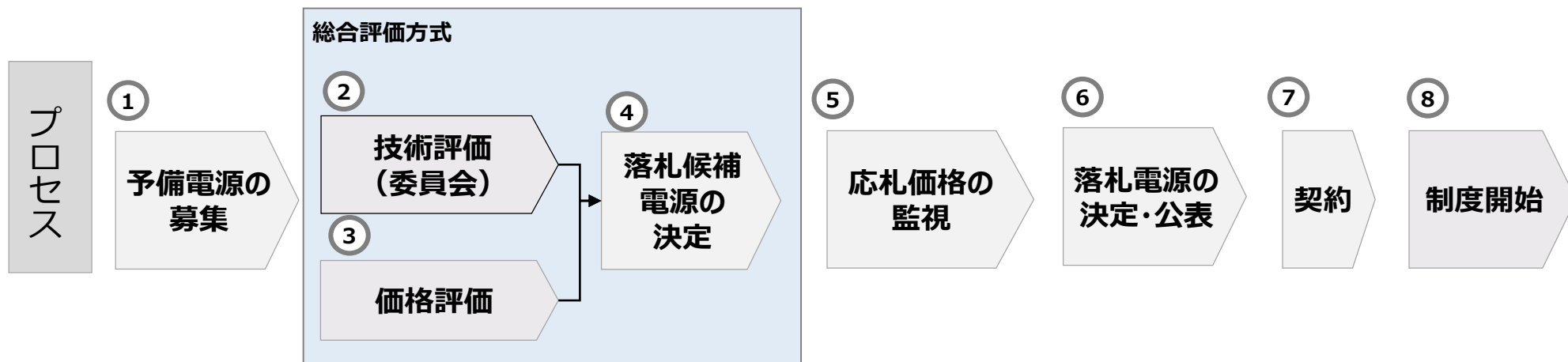
なお、調達実施に当たっては、広域機関において電源入札等の仕組み³³に基づく有識者委員会を設置し、評価のプロセスを進めることとなる。

1-7. 予備電源の選定プロセス

- 予備電源の選定は、募集後に、技術評価と価格評価にもとづいて落札候補（④）を決定します。

＜落札候補を決定するプロセスの流れ＞

- 技術評価（②）では、応札事業者から提出された提案書の内容を中立委員による委員会で評価します。
 - 価格評価（③）では、応札単価が目安価格未満であることを確認し、応札単価の低い電源から順位付けをします。
 - 技術評価と価格評価をもとに、募集量を満たすまでの応札を落札候補電源（④）とします。
- 落札候補電源は、応札価格の監視（⑤）が行われたのちに、落札電源の決定・公表（⑥）を行い、契約締結（⑦）します。
 - なお、落札価格はマルチプライス方式とします。



- 業務規程第39条第2項に基づき、落札電源及び事業者を本機関のホームページに公表します。
- 落札結果について、応札事業者へのメール等による通知はありませんのでご了承ください。

＜落札結果の公表イメージ＞

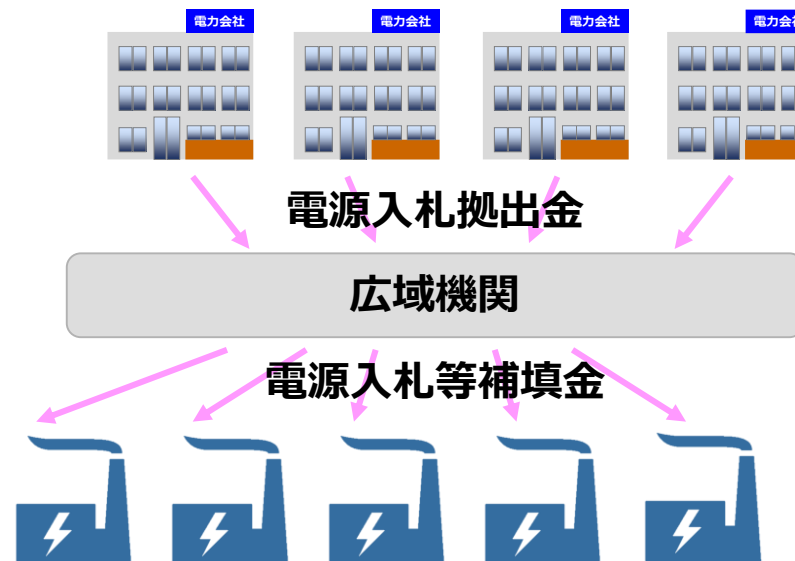
落札総容量[kW]	落札金額合計[億円]
X	○

No.	落札事業者名	落札電源名	エリア	場所	電源種	落札容量[kW]	制度適用期間	電源区分
1	A株式会社	○発電所a号機	東	○県○市	LNG	x	○年○月～●年●月	短期立ち上げ
2	B株式会社	△発電所b号機	西	△県△市	石炭	y	△年△月～▲年▲月	短期立ち上げ
3	E株式会社	□発電所c号機	東	□県□市	石油	z	□年□月～■年■月	長期立ち上げ
4								

- 電源の休止措置及び休止状態の維持等に係る費用は、電源入札拠出金として一般送配電事業者※から費用回収を行い、予備電源維持運用者に電源入札等補填金として交付します。
- 電源入札等補填金の総額と電源入札拠出金の総額は同額となります。
- 立ち上げプロセスに応札して落札した際の稼働に必要な費用は、立ち上げプロセス側が負担します。

※：沖縄を除く9エリアの一般送配電事業者

一般送配電事業者:電源入札拠出金を支払う



予備電源維持運用者:一定期間内に再稼働が可能な休止電源を維持する

第2章 初回募集

2-1.電源区分と募集量について

2-2.初回募集に応札が可能な電源

2-3.募集スケジュール

- 初回募集では制度適用開始年度が2025年度と2026年度の2か年分を募集します。
- 募集量は電源区分ごとの設定はしないこととし、各エリアで100万kWとします。

	初回募集	
	電源区分	募集量 (2025年度・2026年度の合計)
50Hz (東エリア)	短期立ち上げ 長期立ち上げ	100万kW
60Hz (西エリア)	短期立ち上げ 長期立ち上げ	100万kW

2-2.初回募集に応札が可能な電源

- 初回募集において、応札が可能な電源は以下の通りです。

(i) 2025年度制度適用開始向け予備電源

2025年度・2026年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備であって、④・⑤をともに満たす発電設備とする。

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源
- ④ 2025年度向け容量市場の追加オークションに不落札、未応札または経済的な電源等差替により差替元となった電源
- ⑤ 長期立ち上げ電源として応札する場合にあっては、2027年度向け容量市場のメインオークションに落札していないこと

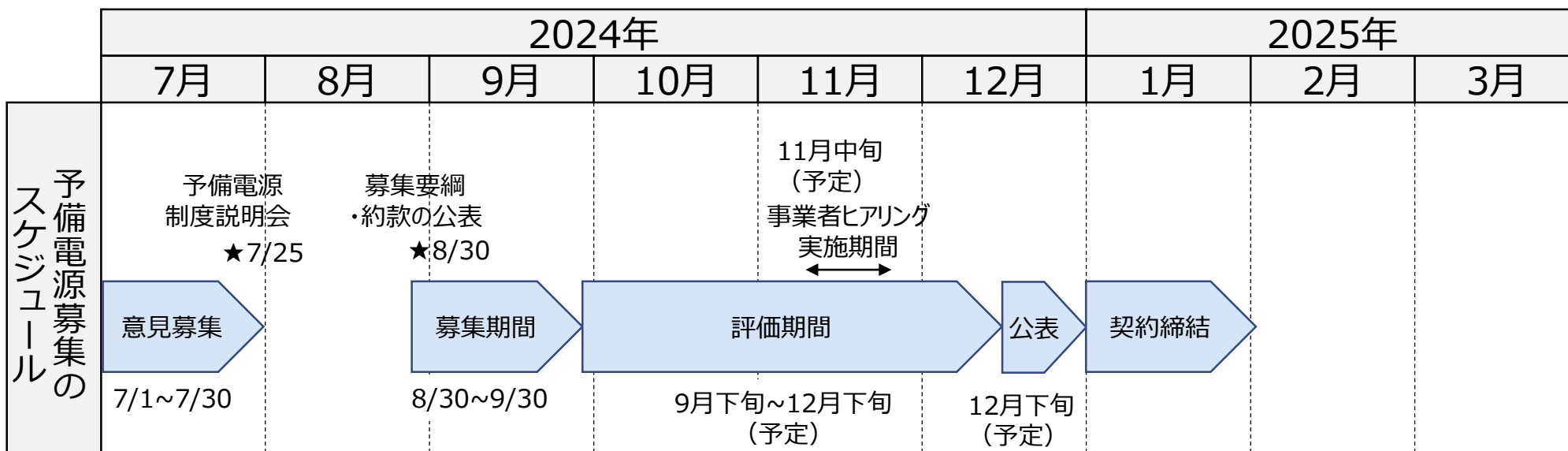
初回募集に限る条件

(ii) 2026年度制度適用開始向け予備電源

2026年度・2027年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源

- 募集期間（応札の受付期間）は2024年8月30日から2024年9月30日までです。
- 応札書類の内容について、2024年11月中旬に必要な応じて事業者ヒアリングを実施します。
- 落札決定は2024年12月下旬を予定しております。



第3章 予備電源の応札・契約

- ・3-1. 応札書類の提出方法
- ・3-2. 応札価格の作成方法
- ・3-3. 応札価格の考え方
- ・3-4. 応札価格の変更・取下げの扱い
- ・3-5. 契約

- 予備電源募集要綱・予備電源契約約款・応札書類は2024年8月30日に本機関ホームページにて公表予定です。
- 応札の受付期間は**2024年8月30日～2024年9月30日とし、最終日17時必着【提出期限】**です。
- 予備電源募集要綱・予備電源契約約款を確認の上で、**応札書は郵送、提案書・誓約書はメール**にて、**上記提出期限までにご提出ください。**
- 全ての書類（応札書・提案書・誓約書）が提出期限までに到着した時点で、受理となるのでご注意ください。
- 応札の受付期間終了後、内容に確認事項が発生した場合は、メールにてご連絡します。
- 提出前に「提出時チェックシート」（次頁参照）をご活用してください。

応札書類		提出方法	
応札書	様式1	A4サイズの下紙に印刷、封緘の上で一般書留または簡易書留で郵送 <郵送先> 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部会計室 入札係 ※「予備電源 応札書在中」と記載すること。	
	様式2	各様式を作成の上 Excel形式で提出 ※様式2-3,2-5,2-6,2-8は 任意様式可	様式2,3,添付資料合わせてZIPファイルに変換し、以下のメールアドレスに送付 ◆ ファイル名称：事業者名_応札電源名_提案書・誓約書 ◆ メール件名（例）：【提出】予備電源の応札書類（事業者名） <メールアドレス> yobi_osatsu@occto.or.jp
提案書	添付資料	形式任意	
誓約書	様式3	内容に同意の上、押印し、 PDF形式で提出	

- 様式2フォーマット内の「提出時チェックシート」に提出時のチェックポイントを記載していますので、ご活用ください。

応札書類提出時チェックシート			
提出前に必ずご確認ください。全ての項目にチェック・入力の上、各様式と合わせてご提出をお願いいたします。			
☐ 用紙が足りたらチェックボックスを押下			
応札書類チェックリスト		メール提出	郵送提出(送付日)
応札書 (A4用紙)	(様式1)	☒	☐ 2024/XX/XX
提案書 (Excel形式)			
電源及び事業者に関する情報	(様式2-1)	☒	☒
運転実績	(様式2-2)	☒	☒
契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	(様式2-3)	☒	☒
契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の内容	(様式2-4)	☒	☒
休止措置・メンテナンス等の計画	(様式2-5)	☒	☒
立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	(様式2-6)	☒	☒
立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	(様式2-7)	☒	☒
燃料調達計画	(様式2-8)	☒	☒
その他応札時点で不確実な事項	必要に応じて提出 (様式任意)	提出有無を入力	☒
発電事業届け出書	添付資料1	☒	☒
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ※ 発電量調整供給契約が未結成の場合は提出不要	添付資料2	提出有無を入力	☒
応札容量の基本資料(以下のいずれか) ・メインオークションで提出した資料容量等固定額元一覧(安定電源(純発電を除く))の写し ・直近で供給力検討した供給計画の写し ※ 上記資料記載の容量が様式2-1記載の応札容量と異なる場合は別途説明資料を添付	添付資料3	☒	☒
簡約書 (PDF形式)	(様式3)	☒	☒

提出時チェックポイント	
① 様式1 [7.制度適用期間] と様式2-1 [10.制度適用期間] は同じ期間が入力されている	☒
② 様式1 [8.応札容量] と様式2-1 [13.応札容量] は同じ期間が入力されている	☒
③ 様式1は応札日を記載、押印したものをA4で印刷している	☒
④ 様式1,2,3の各様式に記載漏れがない	☒
⑤ 様式3は同意日を記載、押印したものをPDF形式にしている	☒
⑥ 上記の応札書類チェックリスト全てにチェックおよび入力している	☒
⑦ 様式1は封筒に「予備電源 応札書在中」と記載、封鎖している	☒
⑧ 様式2,3,添付資料はまとめてZIPファイルに変換(ファイル名称:「事業者名_応札容量_提案書・簡約書」)している	☒
⑨ 様式2,3,添付資料のメールの件名は「【提出】予備電源の応札書類(事業者名)」としている	☒

<応札書(様式1)の郵送先> ※一般書留または簡易書留
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関 総務部会計室 入札係
<提案書(様式2・添付資料)・簡約書(様式3)の送付先>
[メールアドレス]: XXXX@oacto.or.jp

※ 応札の受付期間内に、本チェックシートを含む全ての様式をまとめて送付してください。
※ 任意の様式を作成した場合においても、本様式の各シートは削除せずそのまま提出してください。

全ての項目にチェック・入力した上で提出

3-2. 応札書類の作成方法① 応札書

- 応札事業者は、応札電源ごとに、所定の様式（様式1）で応札書を作成してください。
- 応札単位は、**電源（ユニット・号機）単位**、応札容量は**kW単位**、応札価格は**1円単位**となります。
- 応札価格は、契約開始以降制度適用期間終了までの、電源の休止措置及び休止状態の維持等に係るコストとして、予備電源ガイドラインに基づき織り込むことが認められるコストの総額（円）です。
なお、立ち上げプロセスの応札価格に含まれるコストを除きます。
- 応札書内には、提案書と同じ内容を記載する項目があり、異なる情報が記載されていた場合には不落札とします。

■【様式1】 応札書

記入日 2024 年 月 日

応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

押印

会社名 ●●株式会社
代表者名 ●●●●● 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり応札いたします。

1 事業者名	●●株式会社
2 電源の名称	●●発電所●号
3 担当者連絡先	氏名 XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX メールアドレス XXXX@XX-XX-XX
4 発電方式区分（燃料種）	石油（重油）
5 立ち上げ区分	短期立ち上げ
6 応札エリア	東エリア（50Hz）
7 制度適用期間	開始 2025 年 4 月 1 日 終了 2027 年 3 月 末日 ※ 期間は自動表示 期間 24 か月
8 応札容量	1,000,000 kW
9 応札価格	12,811,000,000 円
10 応札単価 ※ 自動表示（請求書四捨五入）	6,406 円/kW・年
11 燃料関係費用	円
12 燃料関係費用を除いた応札単価 ※ 自動表示（請求書四捨五入）	#VALUE! 円/kW・年

記載の注意事項

A4で印刷の上、郵送提出 封筒に「予備電源 応札書在中」と記載

応札者が複数の案件を応札される場合は、識別できる名称まで記載してください

12か月以上36か月以内とし、**様式2-1【10.制度適用期間】**と同じ期間を入力してください。
なお、異なる情報が記載されていた場合には不落札となります

様式2-1【13.応札容量】と同じ容量を入力してください。
なお、異なる情報が記載されていた場合には不落札となります

応札価格に織り込むことが認められるコストについては「**予備電源制度ガイドライン**」を参照してください

短期立ち上げの石油火力であって燃料関係費用を織り込んだ場合は、**【11. 燃料関係費用】**に入力してください。その他の電源は0円が自動表示されます

- 応札事業者は、提案書として様式2-1から2-8の全ての様式と、添付資料の提出が必要となります。
- 提案書は、応札電源ごとに作成してください。
- 提案書の項目の中には、応札書や、各添付資料の情報との整合を確認する項目があるため、提案書に記載の項目が当該情報と一致しているかを提出前に必ずご確認ください。

	提出書類	提案書の記載概要	補足
様式2-1	電源及び事業者に関する情報	・ 電源に関する基本情報や、事業者に関する情報を記載	—
様式2-2	運転実績	・ 応札前年度分（応札前年度の稼働実績がない場合、稼働していた直前年度分）の実績を記載	—
様式2-3	契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	・ 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕、休止措置、メンテナンス等の作業工程を時系列で記載	任意様式可
様式2-4	契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の内容	・ 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕の内容、金額、実施理由、予定期間を記載	—
様式2-5	休止措置・メンテナンス等の計画	・ 制度適用期間中に、最低限必要な休止措置及びメンテナンスの主な作業計画を記載	任意様式可
様式2-6	立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	・ 立ち上げプロセスへの契約決定時点から実需給期間終了までの作業工程の概要を記載	任意様式可
様式2-7	立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	・ 立ち上げ決定後に行う修繕等の内容及び理由を記載	—
様式2-8	燃料調達計画	・ 立ち上げが決定してから、必要な燃料を調達できるよう、調達計画を記載	任意様式可
添付資料1	発電事業届出書		
添付資料2	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ※発電量調整供給契約が未締結の場合には提出不要		
添付資料3	応札容量の基本資料（以下のいずれか） ・メインオークションで提出した期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水除く））の写し ・直近で供給力を計上した供給計画の写し ※上記資料記載の容量が様式2-1記載の応札容量と異なる場合は別途説明資料を添付		

- 様式2-1の「電源に関する基本情報」は、添付書類の情報と一致していることを確認の上で、電源の名称や所在地等の電源の基本情報を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目	記載欄
電源に関する基本情報	1	電源の名称	○発電所○号
	2	所在地	○県○市…
	3	発電方式区分（燃料種）	石油（重油）/石油（軽油）/石油（灯油）/その他 燃料油/石炭/都市ガス…
	4	受電地点特定番号	○○○○
	5	系統接続しているエリア名	北海道 エリア
	6	定格出力	1,000,000 kW
	7	営業運転開始年月	1985 年 4 月

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

1. 「電源の名称」は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報、様式1「応札書」に記載する内容と同じであること
2. 「所在地」は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
3. 「発電方式区分（燃料種）」は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
4. 「受電地点特定番号」は、発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要
発電量調整供給契約締結済の場合は、添付資料2「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」記載の受電地点特定番号と同じであること
5. 「系統接続しているエリア名」は、発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要
発電量調整供給契約締結済の場合は該当エリアにおける添付資料2「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出すること
6. 「定格出力」は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること

- 様式2-1の「電源に関する詳細情報」には予備電源に応札するための電源の詳細情報を記載してください。
- [10. 制度適用期間] は、様式1 [7. 制度適用期間] と同じ期間を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目		記載欄	
電源に関する詳細情報	8	立ち上げ区分		長期立ち上げ	
	9	応札エリア		東エリア（50Hz）	
	10	制度適用期間	開始	2025 年	4 月 1 日
			終了	2027 年	3 月末日
			期間	2 4 か月	
	11	制度適用期間中に供給力を提供できない期間		有り	

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

8. [立ち上げ区分] は長期立ち上げもしくは短期立ち上げのどちらかの区分にのみ応札可能
9. [応札エリア] は東エリア（50Hz）もしくは西エリア（60Hz）を選択
10. [制度適用期間] は、12か月以上36か月以内で記載し、様式1 [7.制度適用期間] と同じ期間を入力

- 様式2-1の「電源に関する詳細情報」には予備電源に応札するための電源の詳細情報を記載してください。
- [13. 応札容量] は、次頁の「（参考） [13. 応札容量] の考え方について」を参考に設定し、様式1 [8. 応札容量] と同じ容量を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例

※ :入力箇所

区分	項目番号	項目	記載欄
電源に関する詳細情報	12	参加要件の確認	容量市場2025年度実需給向けメインオークション※1
			容量市場2026年度実需給向けメインオークション※2
			容量市場2027年度実需給向けメインオークション※3
			容量市場2025年度実需給向け追加オークション※4
	13	応札容量	1,000,000 kW
	14	想定立ち上げコスト	12,000 円/kW
	15	容量市場または供給計画に計上した供給力	1,000,000 kW

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

12. [参加要件の確認]

※1 2025年度制度適用開始の場合に回答必須。「差替元」は容量市場において電源差し替えが認められる条件のうち、「差し替え元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合」に該当する場合のみ

※2 2025年度～2026年度制度適用開始の場合に回答必須

※3 2026年度制度適用開始の場合、もしくは2025年度制度適用開始かつ長期立上げの場合に回答必須

※4 2025年度制度適用開始の場合に回答必須

13. [応札容量] は、様式1[8. 応札容量]と同じ容量を入力すること。

項目15 [容量市場または供給計画に計上した供給力] と異なる場合は説明資料を添付すること

14. [想定立ち上げコスト] は項目8[立ち上げ区分] において長期立ち上げを選択した場合、想定立ち上げコストは予備電源の制度適用期間第一年度を実需給とするメインオークションの上限価格を下回る金額を記載すること

15. [容量市場または供給計画に計上した供給力] は添付資料3「応札容量の基本資料」として添付の以下どちらかの資料にて確認できる情報と同じであること

- ・メインオークションで提出した期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水除く））の写し
- ・直近で供給力を計上した供給計画の写し

- 予備電源募集への応札容量はこれまで容量市場へ応札した際の容量や、供給計画に計上した供給力等を参照して設定してください。
- 季節等の要因でこれまで容量市場へ応札した際の容量や、供給計画に計上した供給力と一致しない場合※1（供給計画では一致しているか判別できない場合も含む）は、算出の根拠、一致していない理由等を示した説明資料（様式は任意）をご提出ください。

期待容量等算定諸元一覧

<対象：火力、水力（純揚水以外）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください

☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

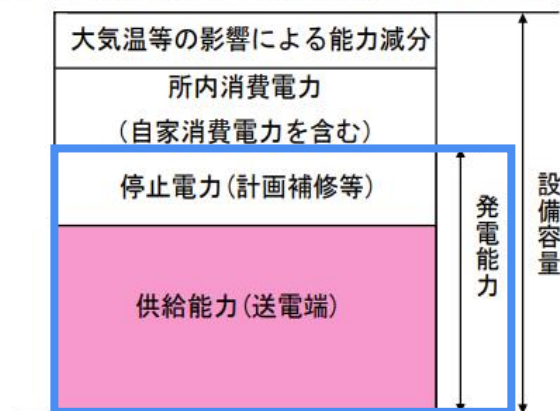
<会社名>

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
発電方式の区分	石油												
エリア名	東京												
設備容量	500,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	400,000	400,000	370,000	370,000	370,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	kW
期待容量	392,500												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
応札容量	0												kW

電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（2023年12月）

(イ) 火力及び原子力

- ・火力及び原子力発電所の供給能力は、設備容量から大気温等の影響による能力減分及び所内消費電力（自家消費電力がある場合はそれも含む）を減じた発電能力より、計画補修等による停止電力を差し引いたものとする。



予備電源募集への応札容量の一例

※1：[15. 容量市場または供給計画に計上した供給力（添付資料3）] と異なる応札容量を設定した場合。

- 様式2-1の「事業者に関する情報」には、添付書類の情報と一致していることを確認の上で、事業者名や所在地を記載してください。
- 「18. 担当者連絡先」は、応札内容に関する確認事項が発生した際に速やかに対応が可能な連絡先を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目		記載欄
事業者に関する情報	16	事業者名		〇〇株式会社
	17	所在地		〇県〇市…
	18	担当者連絡先	所属	〇〇〇〇
			氏名	〇〇 〇〇
			電話番号	XX-XXXX-XXXX
			メールアドレス	XXXX@XXXX.XX.XX

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

16. 「事業者名」は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
17. 「所在地」は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
18. 「担当者連絡先」は、確認事項が生じた際、すぐに連絡が取れる連絡先を記入すること。また、制度適用期間中の担当者変更等に対応するため、担当者連絡先にはメーリングリストを記載いただくことも可能

- 1から5までの項目は、応札前年度分（応札前年度の稼働実績がない場合、稼働していた直前年度分）の実績を記載してください。
- 「3. 計画外停止率」については、注釈に記載の算定式を参考にしてください。

【様式2-2】運転実績の記載例

※青文字:記載例 ※:入力箇所

[illegible]

※ 以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

3. 「計画外停止率」は、以下の算定式により求めること。

$$\text{計画外停止率}[\%] = (\text{認可出力}[\text{kW}] \times \text{計画外停止時間}[\text{h}] + \text{計画外出力抑制量}[\text{kW}] \times \text{出力抑制時間}[\text{h}]) \div (\text{認可出力}[\text{kW}] \times (\text{運転時間}[\text{h}] + \text{計画外停止時間}[\text{h}])) \times 100[\%]$$

- ・ 計画外停止時間：当日の実運用段階において、ユニット自身の事故または他の原因（たとえば送電線事故）の発生によって、即時にあるいは可及的速やかにユニットを系統から切り離すなど、修理のために停止した時間
- ・ 計画外出力抑制時間：当日の実運用段階において、タービン・ボイラ・その他の故障により出力を抑制して運転した時間

※ 計画外停止率算定式の参考資料：第25回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018年3月5日）資料4 参考資料（P.4）

(https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2017/files/chousei_jukyu_25_04_sankou.pdf)

- 様式2-4に記載した修繕等の10項目全てと、様式2-5に記載した休止措置及びメンテナンスを含めた、本制度への契約決定時点から制度適用期間終了までの工程概要を記載してください。
- 制度適用期間、制度適用前から行う修繕等、及び制度適用期間中に供給力を提供できない期間について、各時系列が分かるようにしてください。
- 立ち上げ決定後では燃料調達に間に合わないため事前に燃料を調達・保管する場合は、その作業工程も記載に含めてください。

【様式2-3】契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

	N-2年度	N-1年度	N年度	N+1年度	N+2年度
制度適用期間	○月 契約		○月1日	制度適用期間	
○○交換		○月 材料手配	○月完了 修繕		
○○補修		○月 手配	○月完了 修繕		
○○定期点検			○月 点検	○月 ○○の修繕工事を実施。	
燃料調達	○月 手配		○月 納入		
窒素充填	○月 手配		○月 実施		
⋮					

- ・ 様式2-4に記載した修繕等の10項目と、様式2-5に記載した休止措置及びメンテナンスの内容は全て記載
- ・ 様式2-8に記載した立ち上げ決定後に行う修繕等の内容は記載しないこと

- 制度適用期間中に供給力を提供できない期間がある場合、その期間と供給力を提供できない容量、理由を記載してください。

【様式2-3】 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程の記載例 ※青文字:記載例 ※ :入力箇所 ※任意様式可

制度適用期間中に供給力を提供できない期間の詳細																
(注意事項)		・事前の連絡無くリクワイアメントを満たさない場合、経済的ペナルティ（10%）が科される。														
1	制度適用期中に供給力を提供できない期間及び容量	供給力を提供できない期間	2027	年	6	月	3	日	から	2027	年	6	月	27	日	まで
		供給力を提供できない容量	契約容量の一部													
		契約容量の一部の場合、供給力を提供できない容量	500,000											kW		
2	理由	(理由を詳細に記載すること)														
3	復旧予定日	2027 年 6 月 27 日														
4	説明資料等（必要に応じて添付）	・○発電所●号機改修工事工程表														
5	担当者及び連絡先	・○○株式会社、○○部 ○○ ○○ ・電話 ○○-○○○○-○○○○、メール ○○@○○.co.jp														

- 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う応札価格に費用を織り込んだ修繕等※1において、金額の大きい順に上位10件についての修繕内容、総額、実施理由、予定期間を記載してください。
- 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等が完了した際には、別途連絡票により完了報告（写真付）を行ってください。

【様式2-4】 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の内容の記載例 ※青文字:記載例 ※ :入力箇所

No.	項目	金額	内容	実施理由	予定期間		
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しているため	開始	2025 年	1 月
					終了	2026 年	10 月
					22 か月		
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	開始	2025 年	5 月
					終了	2026 年	9 月
					17 か月		
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	8 月
					9 か月		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮			
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検（法令点検）	点検期限を迎えるため	開始	2026 年	1 月
					終了	2026 年	11 月
					11 か月		
修繕費総額		〇〇.〇 億円					

金額の大きな順に10件を記載し、修繕が10件に満たない場合は全件記載

修繕等の内容には、法令上必要な定期点検についても記載

応札価格に含まれている契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の総額を記載

契約決定時点から制度適用期間終了までに修繕等を行う理由について記載

※1：立ち上げプロセス落札から実需給までの期間では修繕等が間に合わない場合、応札価格に費用を織り込むことができます。

- 制度適用期間中に最低限必要な、休止措置及びメンテナンスの主な作業計画において、作業名称、作業内容、対象施設、実施予定月を、最大10件まで記載してください。
- 各休止措置及びメンテナンスの実施状況を別途連絡票により定期報告すること。

【様式2-5】休止措置・メンテナンス等の計画の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

No.	作業名称	作業内容	対象施設	実施予定月
1	窒素充填	休止中の腐食を防止するため、窒素充填措置を行う。	- タービン設備 - ボイラー設備	○年○月
2	タービン軸歪み休止措置	休止中のタービン回転軸の歪みを防止するため、○○を行う。	タービン設備	○年○月
⋮				
10	...	...	...	○年○月

- 作業工程の欄には、様式2-7に記載した修繕等の10項目全てと、燃料調達計画を含めた、立ち上げプロセスへの契約決定時点から実需給期間終了までの作業工程の概要を記載してください。
- 人員確保計画の欄には、制度適用期間中の体制及び立ち上げ決定後に必要な人員確保の計画を記載してください。

【様式2-6】立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

	N - 3	N - 2	N - 1	N月
立ち上げプロセス	契約			実需給期間
〇〇交換		〇日 材料手配	〇日完了 修繕	
〇〇補修	〇日	手配	〇日完了 修繕	
〇〇点検	〇日	〇日完了 点検		
燃料調達	〇日	手配	〇日 納入	

様式2-7に記載した修繕などの10項目全てを記載

燃料調達の計画も記載

人員確保計画

(制度適用期間中の体制)

・ 制度適用期間中は、最低限の保守要員として〇〇名を専任、〇〇名を他業務と兼任させて維持運用する。

(立ち上げ決定後の人員確保計画)

・ 応札電源の立ち上げに必要な追加人員は〇名を想定しており、・・・

・ 具体的には、立ち上げプロセスへの落札決定後、応札電源の勤務経験者を〇〇や△△から集め、・・・

・ なお、燃料関連設備の運転は協力会社である〇〇社が行っており、協力を仰ぐ予定であり、・・・

- 金額の大きい順に上位10件について、立ち上げプロセスへの契約決定以後に行う修繕等の内容及び理由を記載してください。その際、法令上必要な定期点検についても記載してください。
- 修繕費総額欄には、想定立ち上げコストに含まれる総額を記載してください。

【様式2-7】立ち上げ決定後に行う修繕等の内容の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

No.	項目	金額	内容	実施理由	所要期間
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しているため	5か月
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	5か月
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	9か月
⋮					
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検（法令点検）	点検期限を迎えるため	3か月
修繕費総額		〇〇.〇億円			

金額の大きな順に10件を記載し、修繕が10件に満たない場合は全件記載

修繕等の内容には、法令上必要な定期点検についても記載

想定立ち上げコストに含まれる総額を記載

立ち上げ決定後に行う修繕等の内容及び理由を記載

- 燃料費を応札価格に織り込んでいるか否かに関わらず、立ち上げが決定してから、必要な燃料を調達できるよう、調達計画を記載してください。立ち上げ決定後では燃料調達が間に合わないため事前に燃料を調達・保管する場合も、その燃料調達の計画が分かるようにしてください。
- 調達予定量の算出根拠を必ず記載してください。

【様式2-8】燃料調達計画の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

燃料調達計画

- ・（立ち上げ決定後に調達する場合）元売り業者の〇〇に発注し、近隣の燃料基地である〇〇からC重油を〇か月で手配をする。
- ・（立ち上げ決定前に調達する場合）応札電源の立ち上げに必要なC重油は、元売り業者への発注から納入まで〇か月がかかり、数ヶ月程度での立ち上げには間に合わない。このため、……
- ・落札後の調達予定量は〇kLであり、算出根拠は以下のとおり。
……

- 誓約書内容に同意の上で、印刷、押印を行い、PDFファイルとしてメールにて提出してください。

誓約書

■【様式3】誓約書

電力広域的運営推進機関 殿

予備電源募集への応札に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者 ⑩

当社は、予備電源募集への応札にあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、予備電源募集への応札資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

- 予備電源募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
- 法律または政省令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
- 予備電源募集への応札にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
- 予備電源募集の公正を害する行為をしないこと。
- 予備電源の応札書類の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなし、落札結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった予備電源契約が成立することに同意すること。

同意日

年 月 日

押印

3-3. 応札価格の考え方

- 監視対象となった応札案件は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」といいます。）にて応札価格の監視が行われます。
- 応札価格の考え方の詳細は「予備電源制度ガイドライン」をご参照ください。
- 応札価格に織り込むことができる費用は休止電源の維持等に必要な費用です。
（休止維持に必要な最低限の人件費・修繕費・税金・発電側課金（kW課金）等）
- 予備電源の応札価格に織り込むことが認められたコストのうち、容量市場の応札価格に織り込まれたコストと重複するものは、当該電源の容量市場の応札価格との関係がコスト別に以下のとおりになっている必要があります。
 - 修繕費、固定資産税、事業税（収入割）等：
当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストと同額以下
 - 人件費、発電側課金等：
当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額
- 応札単価の目安は、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値とし、これを下回ることが求められます。

- 監視の結果、応札価格に含めることが認められない金額があった場合は「応札価格の変更」もしくは「応札の取下げ」を行ってください。
- 応札価格の変更の場合、様式4-1の「再応札書」を監視等委による通知日から14日以内に郵送にてご提出ください。再応札の結果、様式2の「提案書」内容に変更が生じた場合には、当該様式をメールにて再提出ください。
- 応札の取下げの場合、様式4-2の「応札辞退書」を監視等委による通知日から14日以内にメールにてご提出ください。

提出書類		提出方法
再応札書	様式4-1	➤ 監視の結果、応札価格変更の場合のみ提出 A4サイズの用紙に印刷、封緘の上で一般書留または簡易書留で郵送 ※再応札の結果、様式2の「提案書」内容に変更が生じた場合には、当該様式をメールにて再提出 <郵送先> 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部会計室 入札係 ※「予備電源 再応札書在中」と記載すること。
応札辞退書	様式4-2	➤ 監視の結果、応札取下げの場合のみ提出 作成後、社印押捺済みの文書をPDF形式にて以下メールアドレスに送付 <メールアドレス> yobi_osatsu@occto.or.jp

3-4. 応札価格の変更・取下げの扱い（2/3）

- 応札価格変更の場合、再応札書（様式4-1）を作成し、A4で印刷、押印し郵送にてご提出ください。
封筒に「予備電源 再応札書在中」と記載してください。

記載の注意事項

A4で印刷の上、郵送提出
封筒に「予備電源 再応札書在中」と記載

■【様式4-1】再応札書

再 応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

記入日 2024 年 月 日

押印 会社名 株式会社
代表者名 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり再応札いたします。

1 事業者名	株式会社
2 電源の名称	発電所
3 担当者連絡先	氏名 電話番号 メールアドレス
4 発電方式区分（燃料種）	石油（重油）
5 立ち上げ区分	短期立ち上げ
6 応札エリア	東エリア(50Hz)
7 制度適用期間	開始 2025 年 4 月 1 日 終了 2027 年 3 月 末日 ※ 期間は自動表示
8 応札容量	1,000,000 kW
9 応札価格	12,811,000,000 円
10 応札単価	6,406 円/kW・年 ※ 自動表示【税未済四捨五入】
11 燃料関係費用	円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	#VALUE! 円/kW・年 ※ 自動表示【税未済四捨五入】

12か月以上36か月以内とし、様式2-1【10.制度適用期間】と同じ期間を入力してください

様式2-1【13.応札容量】と同じ容量を入力してください

応札価格は監視後の是正価格を入力してください

短期立ち上げの石油火力において燃料関係費用を織り込んだ場合は、[11. 燃料関係費用]に入力してください。その他の電源は0円が自動表示されます

- 応札を辞退する場合、応札辞退書（様式4-2）を作成し、押印したものをPDFファイルとしてメールで送付してください。

記載の注意事項

PDF形式にてメール提出

■【様式4-2】 応札辞退書

記入日

2024 年 ● 月 ● 日

応 札 辞 退 書

電力広域的運営推進機関 宛

押印

会社名 ●●株式会社
代表者名 ●● ●●

印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、応札いたしましたが、都合により応札を辞退します。

1 事業者名	●●株式会社
2 電源の名称	●●発電所●号
3 担当者連絡先	氏名 XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX メールアドレス XXXX@XXX.XX.XX

提出済みの応札書と同じ内容を転記してください

- 落札後は、本機関と予備電源維持運用者にて予備電源契約を締結していただきます。落札結果公表後、本機関より予備電源維持運用者に契約締結に向けたご案内をメールで送付します。
- 予備電源契約は予備電源契約書及び予備電源契約約款で構成されます。
- 制度適用期間によらず、落札結果の公表日が予備電源契約の効力発生日（契約期間の開始日）となります。
- 契約金額は、応札書に記載した応札価格となります。

契約書内容

予備電源契約書

下記の予備電源提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、予備電源募集要綱（応札年度：2024年度）および予備電源契約約款（以下、「約款」という。）に基づき、下記のとおり予備電源契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

予備電源提供事業者	株式会社 XXXX
電源の名称	XX 火力発電所 XX 号機
電源所在地	XX 県 XX 市 XX 町 1-2-3
発電方式区分（燃料種）	石炭/ガス/石油/・・・
立ち上げ区分	短期/長期
制度適用期間	XXXX 年 XX 月 1 日～XXXX 年 XX 月 XX 日
契約容量	XXXX kW
契約金額	XXXX 円
契約期間	XXXX 年 XX 月 XX 日～XXXX 年 XX 月 XX 日

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

予備電源契約は予備電源契約書及び予備電源契約約款で構成されます

応札書に記載した応札価格※となります
※「3.予備電源募集 応札書類の提出：応札書類の作成方法 ①応札書」を参照

制度適用期間によらず、落札結果の公表日が予備電源契約の効力発生日（契約期間の開始日）となります

- 予備電源維持運用者は、「予備電源契約約款」第18条第1項に定める変更事由が生じ、本契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。なお、前項の本契約の変更は、本機関の本契約の承認をもって成立するものとします。
- 本機関及び予備電源維持運用者は、相手方が「予備電源契約約款」第20条第1項に定める解除事由に該当する場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- また、予備電源維持運用者に、「予備電源契約約款」第20条第2項に定める解除事由が生じた場合、本機関は、予備電源維持運用者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

予備電源契約の変更・解除事由

変更事由（第18条第1項）

- ① 契約容量の一部が、予備電源契約約款第9条第1項に示す制度退出をした場合
- ② 予備電源契約第19条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
- ③ その他、本機関が変更を必要と判断した場合

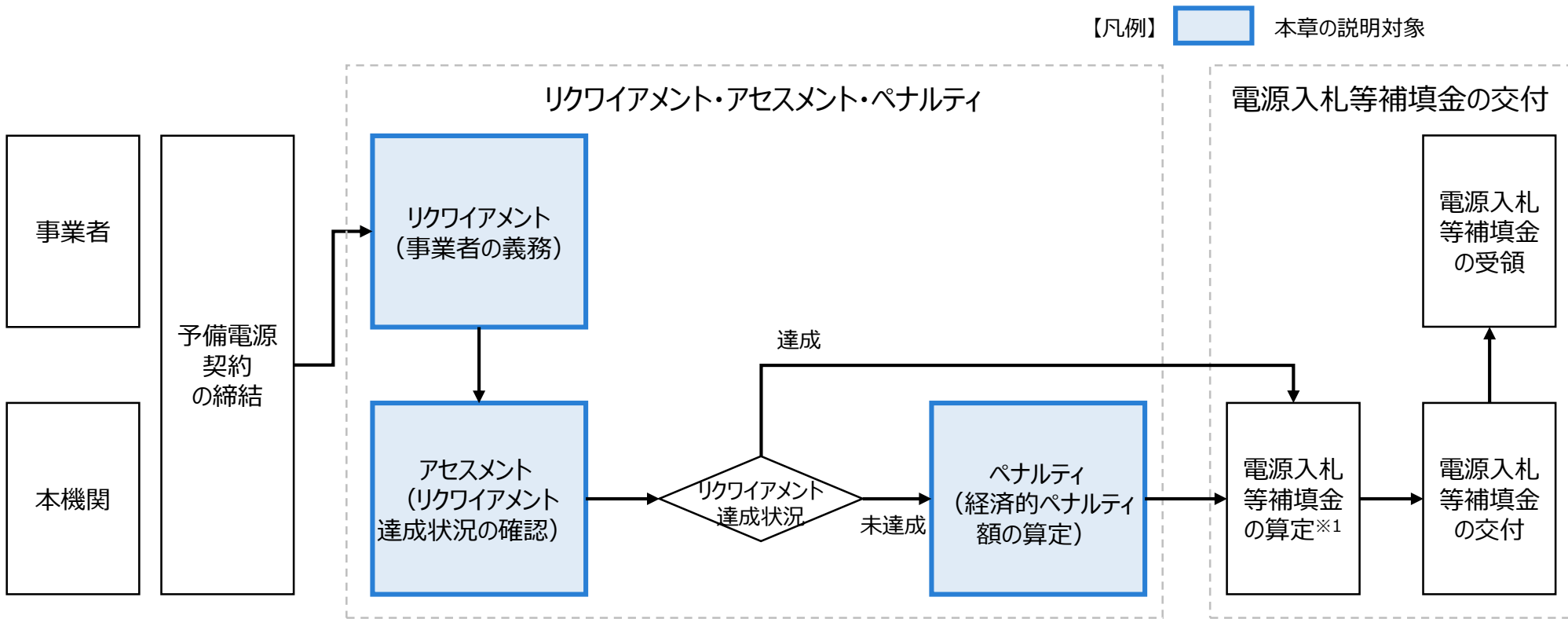
解除事由（第20条第1項）

- ① 監督官庁により業務停止等の処分を受けたとき
- ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡処分を受けたとき
- ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
ただし、信用状況が極端に悪化したと認められた場合に限る。
- ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
- ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
- ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
- ⑦ 解散の決議をしたとき
- ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

第4章 契約の履行

- ・4-1. 契約の履行の概要
- ・4-2. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・4-3. 立ち上げプロセスへの応札
- ・4-4. 休止状態の維持
- ・4-5. 制度退出
- ・4-6. 経済的ペナルティ
- ・4-7. 立ち上げプロセスへの応札価格の設定
- ・4-8. 不可抗力が生じた場合の特則
- ・4-9. 立ち上げ要請への対応
- ・4-10. 短期立ち上げの石油火力における燃料費の還付

- 予備電源維持運用者は、予備電源契約に定められた義務としてリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
- 本機関は、リクワイアメントの達成状況をアセスメント（評価）し、達成状況に応じて予備電源維持運用者に電源入札等補填金を交付します。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、本機関が予備電源維持運用者へ交付する電源入札等補填金の減額や請求を行います。



※1：電源入札等補填金の算定は、ペナルティの他に未実施の修繕費等の精算が含まれます。

4-2. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

- 予備電源として落札された電源は、定められたリクワイアメントを達成する必要があります。
- リクワイアメント毎にアセスメント及びリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

	リクワイアメント	アセスメント	ペナルティ
立ち上げプロセスへの応札	- 短期立ち上げの予備電源 ➢ 落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例：追加供給力公募（kW公募）等）への応札 - 長期立ち上げの予備電源 ➢ 容量市場の追加オークション（調達オークション）への応札	リクワイアメントの達成状況を確認し、未達成の場合ペナルティが発生	- リクワイアメント未達成の事実等の公表 - 応札未達成ペナルティ - 退出ペナルティを伴う契約解除
休止状態の維持	- 契約電源の休止状態の維持 - 契約電源の休止状況の定期報告 - 契約電源の事前修繕の完了報告 - 立ち上げプロセスに応札できない状況の随時報告		- リクワイアメント未達成の事実等の公表 - 退出ペナルティを伴う契約解除 - 交付済の電源入札等補填金の返還

① リクワイアメント（短期立ち上げ・長期立ち上げ共通）

- 予備電源維持運用者は、契約電源について、以下に定めるリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
 - 短期立ち上げの予備電源：落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例：追加供給力公募（kW公募）等）への応札
 - 長期立ち上げの予備電源：容量市場の追加オークション（調達オークション）への応札
- 予備電源維持運用者は、立ち上げプロセスにおいて、契約電源の契約容量全量を応札するものとします。ただし、立ち上げプロセスの募集量が契約容量を下回っていた場合においては、予備電源維持運用者は、当該立ち上げプロセスへ応札可能な容量の全量を応札することで足りるものとします。

① リクワイアメント（長期立ち上げのみ）

- 長期立ち上げの予備電源で求められる応札は、全国を対象として追加オークション前の供給力確保量と追加オークション開催判断時の目標調達量の差分がメインオークション時のH3需要の2%分を上回っていて国の審議会で予備電源の応札を求めると判断した場合に開催される追加オークションに限ります。
 - 特定のエリアを対象として追加オークションを開催する場合は、当該エリアにおいて供給信頼度を充足するまでに必要な供給力の推定値が当該エリアのメインオークション時のH3需要の2%分を上回っていることを目安に、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断した追加オークションに限ります。
- ※ 長期立ち上げの予備電源の場合、追加オークションの開催可否に関わらず、参加登録をお願いします。

4-3. 立ち上げプロセスへの応札 ② アセスメント

- 予備電源維持運用者は、本機関に対し、アセスメントに必要な情報を提供し、本機関は、提供を受けた情報に基づき、以下に示すアセスメントを行います。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札すること。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札可能な契約容量全量に応札すること。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運用者に責めに帰すべき事由により適切に応札が行われなかった事実が無いこと。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札していなかった場合、その理由を、本機関に対して事前に連絡していた事実を確認し、さらに、当該理由が合理的であること。
 - 予備電源維持運用者が応札可能な契約容量の一部のみに応札した場合、その理由を、本機関に対して事前に連絡していた事実を確認し、さらに、当該理由が合理的であること。

4-3. 立ち上げプロセスへの応札 ③ペナルティ

- アセスメントの結果に基づき、以下のような場合にペナルティを科されます。
 - A) 立ち上げプロセスに全量応札したが、予備電源維持運用者に帰責性のある事由で、応札手続きが不適切だったことにより不落札となった場合
 - B) 立ち上げプロセスに一部未応札となることについて、本機関に事前連絡を行ったが、その理由が合理的でない場合
 - C) 立ち上げプロセスに一部未応札となることについて、本機関に事前連絡を行わなかった場合
 - D) 立ち上げプロセスに応札しないことについて、本機関に事前連絡を行ったが、その理由が合理的でない場合
 - E) 立ち上げプロセスに応札しないことについて、本機関に事前連絡を行わなかった場合
- また、予備電源維持運用者がリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公表し、本契約を解除することができるものとします。

確認事項	立ち上げプロセスに応札した場合※1						立ち上げプロセスに未応札の場合		
応札の状況	全量応札			一部未応札			未応札		
落札結果	落札	不落札		—			—		
事前連絡	—	—	—	有		無	有		無
合理性	—	有	無	有	無	—	有	無	—
応札未達成ペナルティの種類	—	—	A	—	B	C	—	D	E

※1：立ち上げプロセスに応札した場合でも、予備電源維持運用者に帰責性のある理由により立ち上げプロセスへの応札が無効であることが複数回にわたり発生した場合、本機関は契約解除できるものとします。

① リクワイアメント（短期立ち上げ・長期立ち上げ共通）

■ 予備電源維持運用者は、契約電源について、以下に定めるリクワイアメントの達成が求められます。

(1) 休止状態の維持

- 予備電源維持運用者は、制度適用期間中において、立ち上げプロセスによって稼働する期間を除いて、契約電源の休止状態を維持し続けること。

(2) 定期報告

- 予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源の休止状況（メンテナンスの結果や、点検結果等）について、制度適用期間中の3月及び9月に報告すること。

(3) 随時報告（事前修繕の完了報告）

- 予備電源維持運用者は、契約電源の事前修繕が完了した場合、本機関に対して、速やかに、その旨を報告すること。

(4) 随時報告（立ち上げプロセスに応札できない状況等の報告）

- 予備電源維持運用者は、契約電源の事前修繕の遅延や設備故障等により、立ち上げプロセスに契約容量の全量を応札できない状況が発生した場合、または、当該状況の発生が見込まれた場合、本機関に対して、速やかに、当該状況を報告すること。

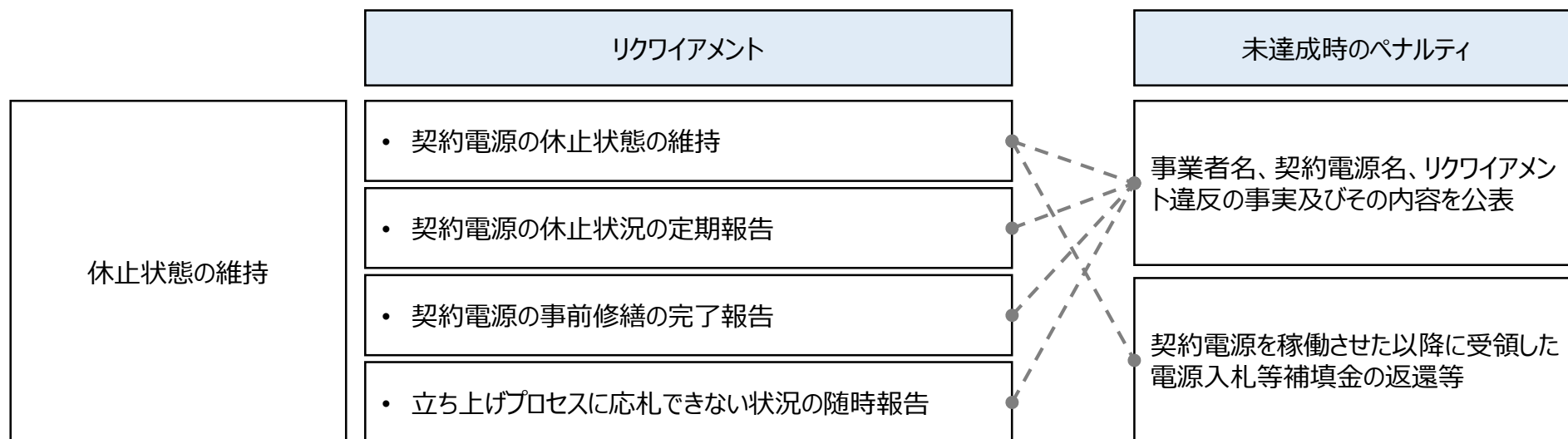
4-4.休止状態の維持 ②アセスメント

- 予備電源維持運用者は、本機関に対し、アセスメントに必要な情報を提供し、本機関は、提供を受けた情報に基づき、以下に示すアセスメントが行われます。
 - (1) 休止状態の維持
 - 予備電源維持運用者が、立ち上げプロセスを除き、契約電源を稼働させていないこと。
 - (2) 定期報告
 - 予備電源維持運用者が、契約電源の休止状況を、本機関に対して、制度適用期間中の3月及び9月に報告していたこと。
 - 予備電源維持運用者が、契約電源を立ち上げプロセスに応札できる状態にしていること。
 - (3) 随時報告（事前修繕の完了報告）
 - 予備電源維持運用者が、事前修繕の完了を、本機関に対して報告したこと。
 - (4) 随時報告（立ち上げプロセスに応札できない状況等の報告）
 - 予備電源維持運用者が、立ち上げプロセスに応札できない状況等を、本機関に対して報告したこと。

4-4. 休止状態の維持 ③ペナルティ

- 本機関は、アセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者がリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公表し、本契約を解除することができるものとします。
- ただし、予備電源維持運用者が「休止状態の維持」のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。

休止状態の維持に関するリクワイアメントとペナルティの関係



- 予備電源維持運用者が、以下の事由に該当する場合、本機関は、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を制度退出とすることができます。
- 契約電源の契約容量の一部の容量が制度退出した場合、本機関は、当該電源の契約容量から制度退出した容量を差し引いた容量を新たな契約容量として契約変更します。
- 契約電源の契約容量の全量が制度退出した場合、本契約を終了します。

制度退出事由と退出容量の関係

制度退出事由	退出容量
契約容量の全量または一部の容量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合	契約容量の全量または一部
制度適用期間中の予備電源の提供が不可能、または長期間の出力低下が見込まれ、予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合	契約容量の全量または契約容量から出力低下後の容量を差し引いた容量
本契約及びその他の予備電源に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が判断した場合	契約容量の全量または一部
予備電源制度の公正を害する行為をしたと本機関が判断した場合	契約容量の全量または一部
制度適用期間開始までに、属地一般送配電事業者が定める発電量調整供給契約を締結しなかった場合（ただし、予備電源維持運用者に帰責性が無い場合を除く。）	契約容量の全量
短期立ち上げの予備電源が、保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難なため予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合	契約容量の全量
「予備電源募集要綱」に記載の要件を満たさなくなると本機関が判断した場合	契約容量の全量

4-6.経済的ペナルティ ①応札未達成ペナルティ

■ 応札未達成ペナルティは、それぞれ以下の算式に基づき算定された金額とします。

➤ 応札未達成ペナルティの種類が**A、D、E**の場合（ の場合）

✓ 契約金額の12か月相当分 × 10%

➤ 応札未達成ペナルティの種類が**B、C**の場合（ の場合）

✓ 契約金額の12か月相当分 × (未応札の容量／契約容量) × 10%

確認事項	立ち上げプロセスに応札した場合						立ち上げプロセスに未 応札の場合		
	全量応札			一部未応札			未応札		
応札の状況									
落札結果	落札	不落札		—			—		
事前連絡	—	—	—	有		無	有	無	
合理性	—	有	無	有	無	—	有	無	—
応札未達成ペ ナルティの種類	—	—	A	—	B	C	—	D	E

4-6. 経済的ペナルティ ② 退出ペナルティ

- 契約容量の全部または一部の容量が制度退出した場合、及び本契約が契約解除となった場合の退出ペナルティは、次の算式に基づき算定された金額とします。
 - 契約日から、制度適用期間開始の前年度の3月31日までに制度退出した場合：
 - ✓ 契約金額の12か月相当分 × (退出容量 / 退出前の契約容量) × 5%
 - 契約日から、制度適用期間開始年度の4月1日以降に制度退出した場合：
 - ✓ 契約金額の12か月相当分 × (退出容量 / 退出前の契約容量) × 10%

4-6. 経済的ペナルティ ①と②が重複する場合

- 何らかの事情により本来は退出すべき電源が退出せず、立ち上げプロセスに応札できなかった場合は、応札未達成ペナルティと退出ペナルティは重複して科せられる場合があります。

立ち上げプロセスへ応札できない場合の事前の連絡	
	事前連絡あり
復旧可能	(直ちにペナルティの対象とはならない)
復旧困難	退出に対するペナルティ10%※2 ※立ち上げプロセスと関係なく退出手続き
	事前連絡なし
復旧可能	未応札に対する経済的ペナルティ10%
復旧困難	未応札に対する経済的ペナルティ10% + 退出（契約解除）に対するペナルティ10%※2

退出又は契約解除

未応札に対するペナルティ

※1 半年程度以内で復旧できる場合を想定。

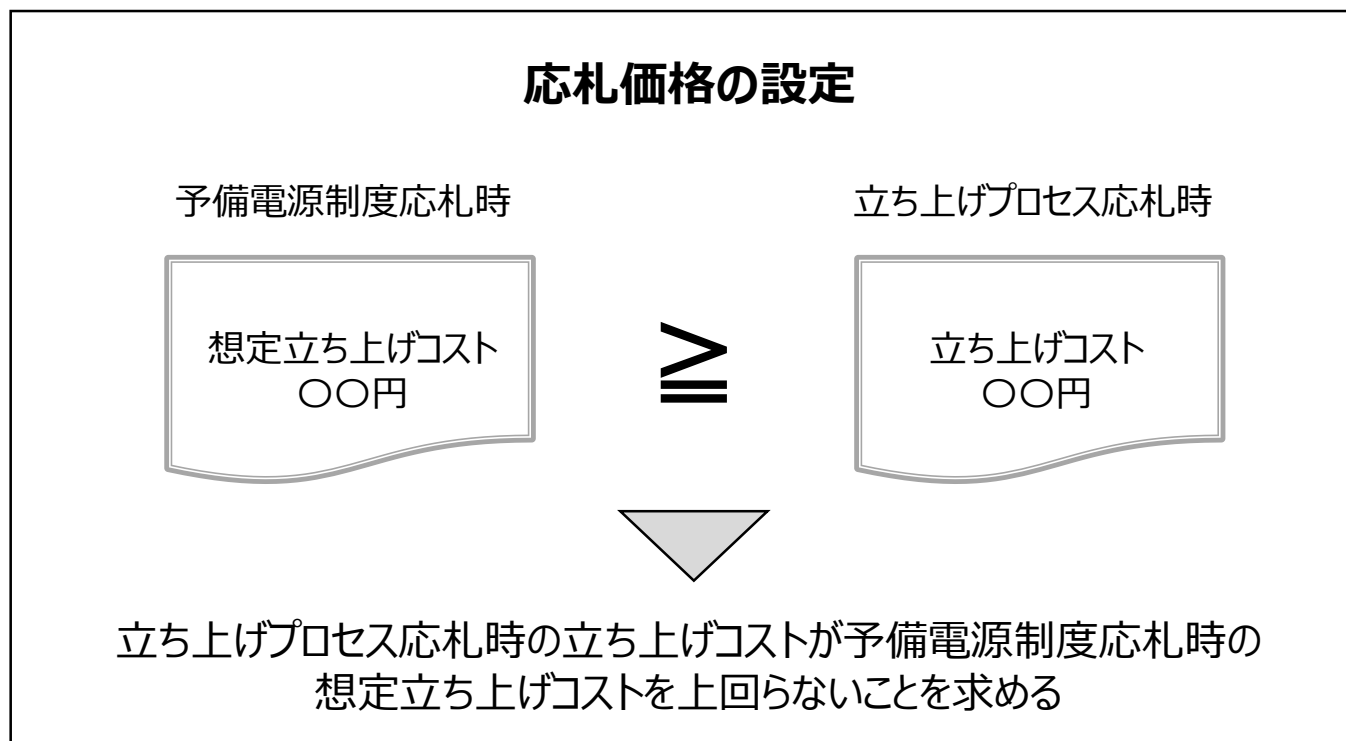
※2 立ち上げプロセスが実施された場合の想定であるため、制度適用期間内の退出ペナルティを適用している。

出典：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十七次中間とりまとめ

4-7. 立ち上げプロセスへの応札価格の設定

- 立ち上げプロセスへの応札価格は、予備電源制度応札時点で提出した想定立ち上げコストを上回らないこととします。
- 想定立ち上げコストを上回る価格での立ち上げプロセスへの応札が見込まれる場合、予備電源維持運用者は、あらかじめ本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。

立ち上げプロセスへの応札価格の設定イメージ



4-8. 不可抗力が生じた場合の特則

- 予備電源維持運用者に特定の事象（以下「不可抗力」といいます。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、または、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合、予備電源維持運用者は遅滞なく本機関に連絡するものとします。
- この場合、本機関は、当該予備電源維持運用者の状況を個別に確認した上で、経済的ペナルティを科さないことがあります。
- 予備電源維持運用者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による予備電源の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。
- 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出する場合であっても、本機関は、制度退出となった時点において、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出義務が発生している修繕費・休止措置費・燃料関係費用等について、制度退出以降においても支払いを継続するものとします。

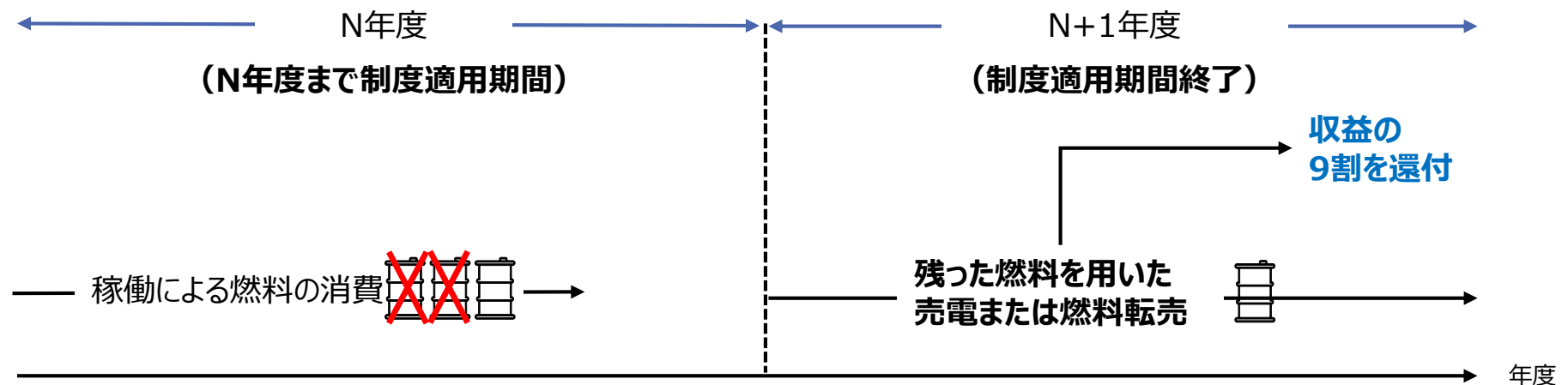
不可抗力に該当する事象

- ・ 大規模な風水害や地震等の天災地変
- ・ 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- ・ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
- ・ 短期立ち上げの予備電源が、保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難なため予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合

- 予備電源維持運用者は、追加供給力公募（kW公募等）や追加オークション以外にも、大規模災害等により供給力不足が顕在化し、本機関または監督官庁から立ち上げ要請が行われた場合、当該要請に応じるものとします。
- ただし、当該要請に応じられない合理的な理由があればこの限りではなく、この場合、予備電源維持運用者は、当該理由を本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。

4-10. 短期立ち上げの石油火力における燃料費の還付

- 短期立ち上げの予備電源が応札価格に燃料関係費用を織り込んだ電源について、当該費用を用いて購入した燃料が制度適用期間終了後に残った場合、予備電源維持運用者は1年程度以内に残った燃料を用いた売電または燃料転売を行い、得られた収益※の9割を本機関に還付する必要があります。
- 売電または燃料転売に当たって追加の費用が必要となった場合、その費用は予備電源維持運用者が負担します。
- 収益の算出元となる売電または燃料転売による収入と諸費用の双方について、予備電源維持運用者が価格を不当に操作しないことが求められます。
- なお、本機関は、算出に当たり、予備電源維持運用者に必要な情報の提出を求める場合があります。

残った燃料を用いた売電または燃料転売のイメージ

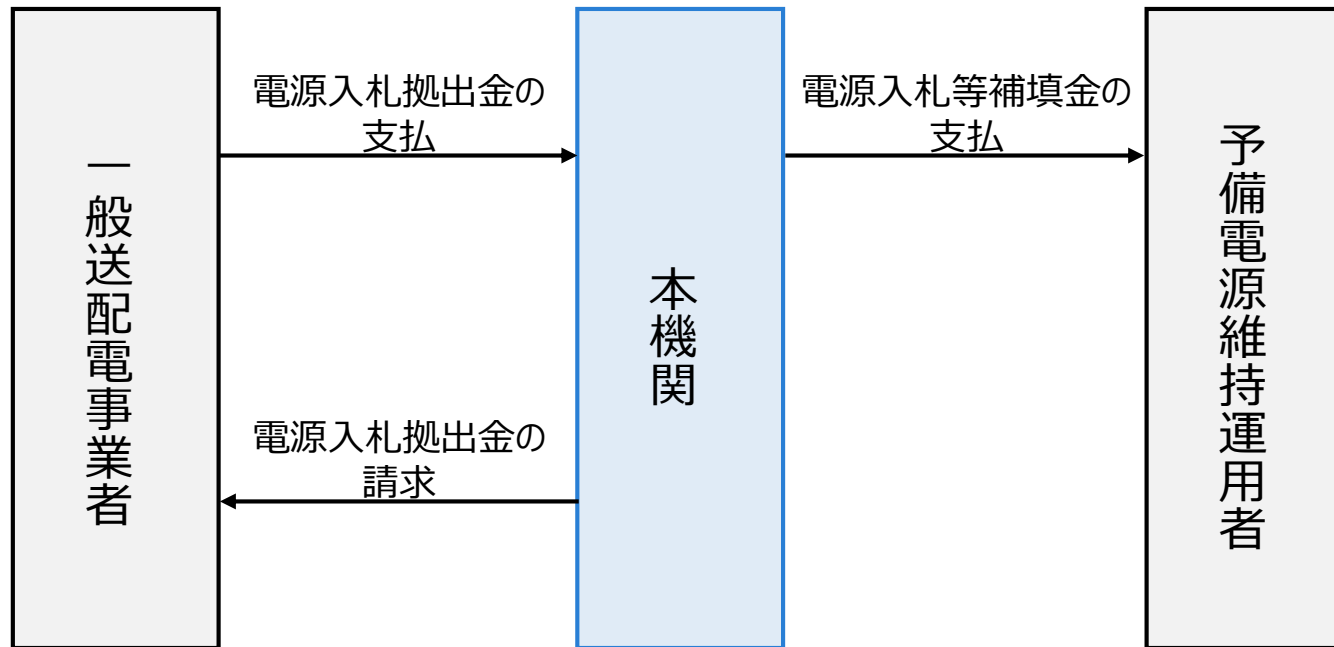
※ 売電収入と当該電源の立ち上げ費用及び制度適用期間終了後の当該電源維持費用との差額、または燃料販売収入と燃料払出設備の設置等にかかる費用との差額を想定。

第5章 電源入札等補填金・電源入札拠出金

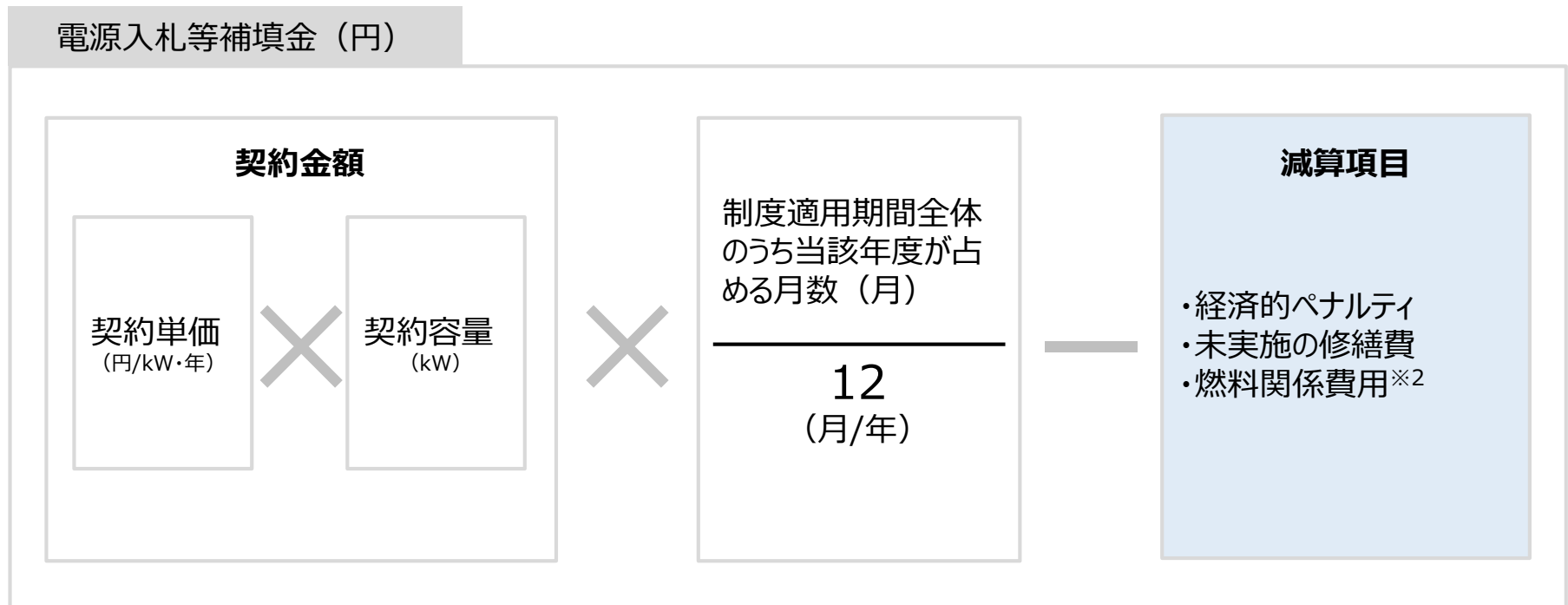
- ・5-1.請求及び支払の全体像
- ・5-2.電源入札等補填金の算定
- ・5-3.電源入札等補填金の請求及び支払
- ・5-4.電源入札拠出金の算定
- ・5-5.電源入札拠出金の請求及び支払
- ・5-6.予備電源制度における消費税の取扱いについて
- ・5-7.消費税のインボイス制度対応について

- 本機関は、予備電源維持運用者に対して電源入札等補填金を支払います。
- 電源入札等補填金は、一般送配電事業者に拠出いただく、電源入札拠出金を原資としています。
- 電源入札等補填金の総額と電源入札拠出金の総額は同額となります。

電源入札等補填金と電源入札拠出金の関係



- 電源入札等補填金とは、予備電源契約に基づき本機関から予備電源維持運用者に対して支払われる金額を指します。
- 電源入札等補填金（円）は契約単価（円/kW・年）※1に予備電源契約に定める契約容量を乗じた金額から、経済的ペナルティ等を精算した金額とします。
- 制度適用期間全体のうち当該年度が占める月数に応じ、年ごとに支払います。



5-3.電源入札等補填金の請求及び支払

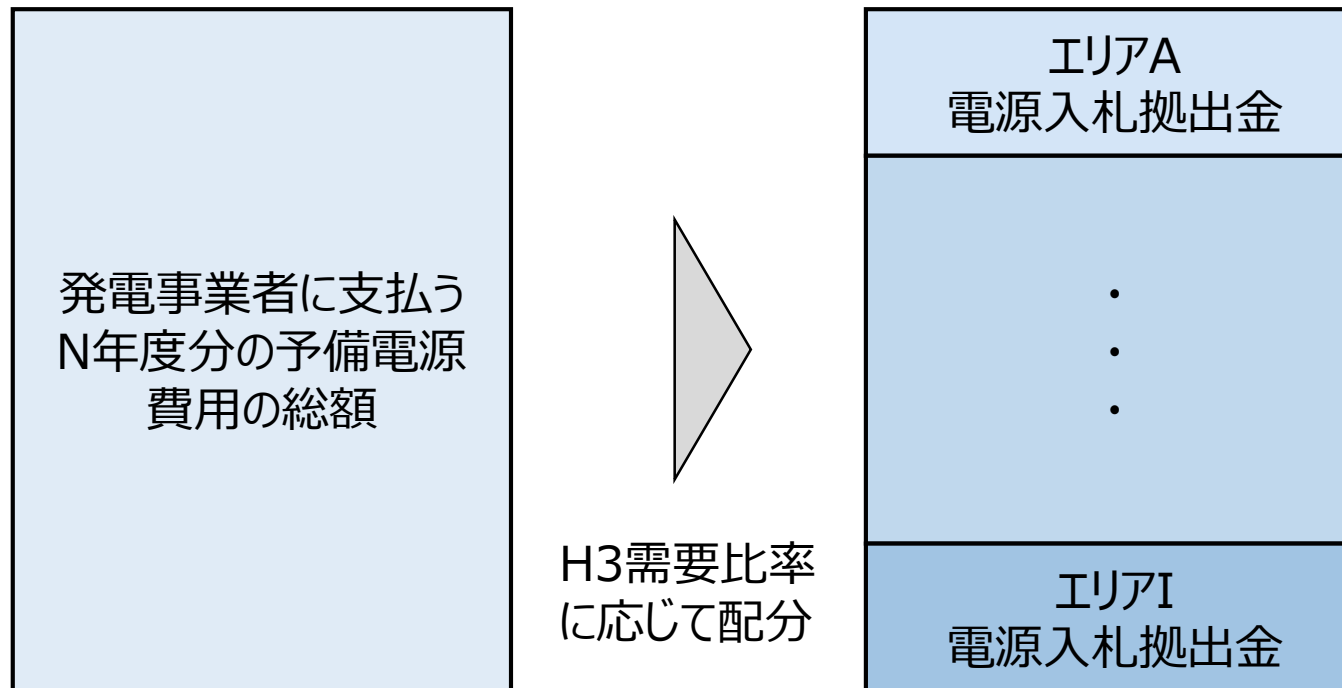
- 交付する金額は、制度適用期間の月数に応じて算定し、毎年9月に交付します。
- 振込手数料は、予備電源維持運用者にご負担いただきます。
- 交付する金額は、振込手数料を差し引いた金額になります。

【経済的ペナルティが科せられている場合】

- 電源入札等補填金から経済的ペナルティ額を差し引いた金額を交付します。
- 経済的ペナルティ額が電源入札等補填金より大きい場合、その差額を経済的ペナルティとして徴収します。（振込手数料は、予備電源維持運用者にご負担いただきます。）

- 電源入札拠出金とは、一般送配電事業者から本機関に拠出いただく金額を指します。
- 電源入札拠出金は、発電事業者に支払うN年度分の予備電源費用の総額を、N年度の供給計画における各エリアのN年度の最大3日平均電力（H3）需要比率に応じて各一般送配電事業者※1に按分※2※3します。

電源入札拠出金の算定イメージ



※1：沖縄を除く

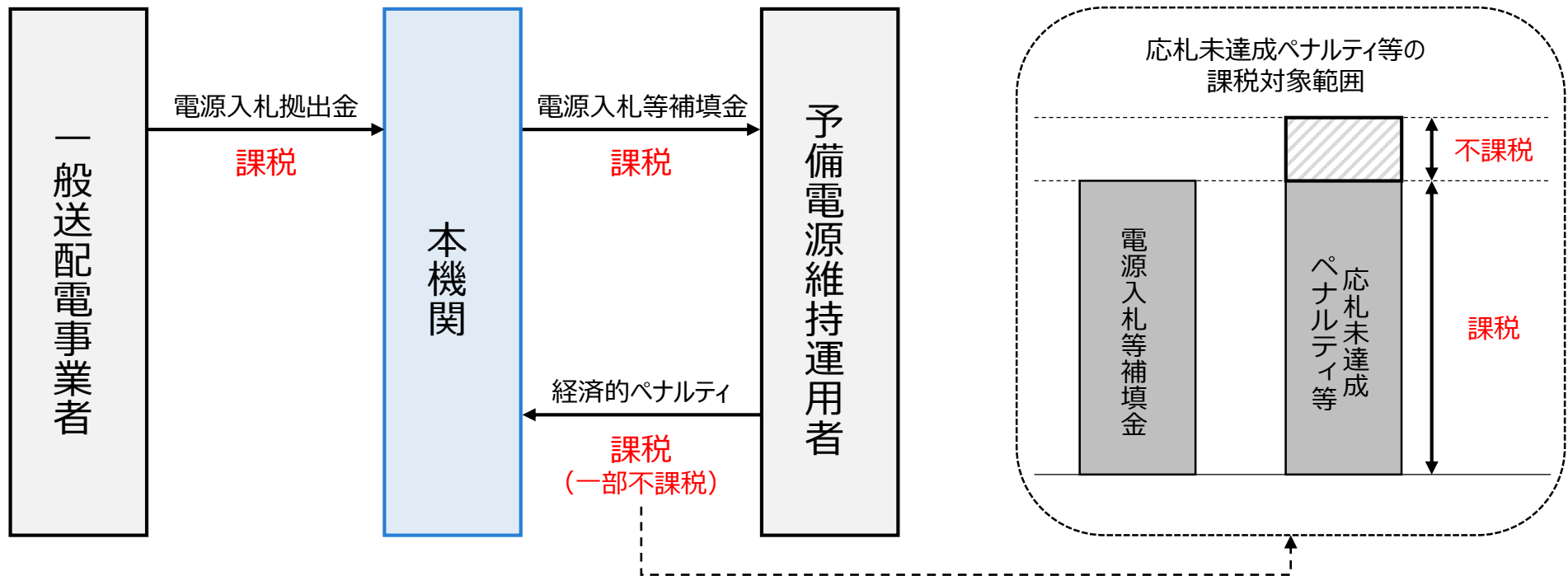
※2：電源入札拠出金の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。

※3：電源入札拠出金は、電源入札等補填金の総額と同額となるよう算定します。算定において生じた端数は、H3需要比率が最も高いエリアで調整します。

- 電源入札拠出金は、制度適用開始の翌年度より本機関が年ごとに一般送配電事業者に対して、毎年7月に請求します。
- 請求金額は請求月の翌月までにお振込みいただきます。
- 振込手数料は、一般送配電事業者にご負担いただきます。

- 電源入札等補填金、電源入札拠出金、応札未達成ペナルティ等※¹の精算項目は消費税の課税対象です。
- また、精算項目の総額が電源入札等補填金の額を超えた場合、不課税対象です。
- なお、退出ペナルティも不課税対象です。

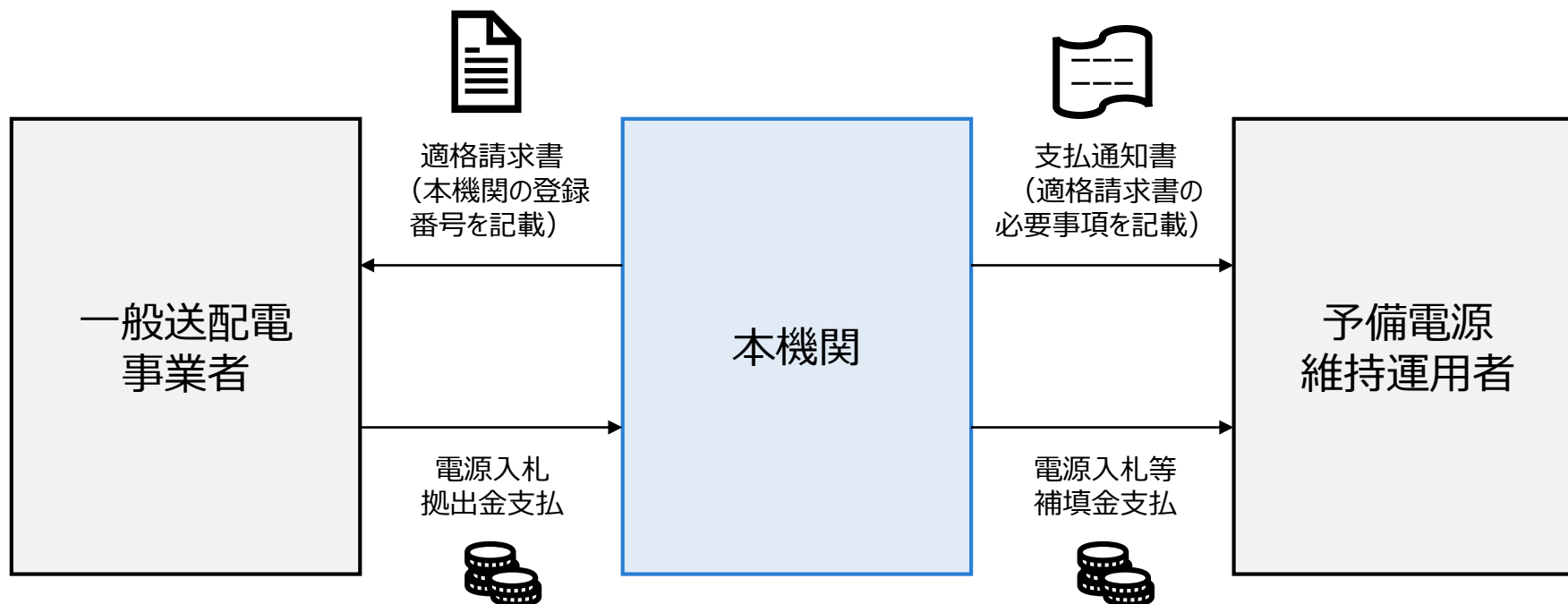
予備電源制度の取引のイメージ



※1：修繕費、燃料関係費用の調整を含みます。

- 予備電源維持運用者及び一般送配電事業者は、インボイス制度適格請求書発行事業者になる必要があります。
- 本機関は、予備電源維持運用者に電源入札等補填金を支払う際、適格請求書を受領する代わりに、支払通知書を送付するため、予備電源維持運用者による適格請求書の発行は不要です。
- また、本機関は、一般送配電事業者に電源入札払出金を請求する際、本機関の登録番号を記載した適格請求書を送付します。

電源入札等補填金・電源入札払出金の請求及び支払イメージ



第6章 その他

・6-1.各種参照先

<各種参照先>

- ・本機関ホームページ（予備電源制度）

<https://www.occto.or.jp/various/yobidengen.html>

- ・予備電源制度ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/guideline_yobidengen.pdf

- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

第十三次中間とりまとめ（2023年8月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf

第十七次中間とりまとめ（2024年6月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240628_1.pdf

変更箇所	変更内容	日付
P14	価格評価における記載修正	2024年8月30日
P16,65,68	電源入札等補填金と電源入札拠出金と同額である旨を追記	2024年8月30日
P20,22,41	要綱等の公表日と募集期間の日程、メールアドレスを記載	2024年8月30日
P24	誤記修正	2024年8月30日
P27,32,33	「リクワイアメントを満たせない期間」を「供給力を提供できない期間」に修正	2024年8月30日
P33,34,37	記載例の日付変更	2024年8月30日
P37	背景色を一部変更	2024年8月30日
P52,55	「アセスメント違反」を「リクワイアメント違反」に修正	2024年8月30日
P67,69	(予定) の記載を削除	2024年8月30日
P73	予備電源制度ガイドラインのリンクを更新	2024年8月30日